刑事訴訟法=「講義」、刑	事訴訟法演習=「演習」、刑事法総合演習=「総合」	講義	演習
総論			
第1章 刑事訴訟法の		講義1	
	○刑事手続の目的について、条文に現れている指導理念(事案の真相解明、手続の適正)を踏まえて、説明することができる。		総合4
0-1-2	〇当事者追行主義の意義について、職権主義と対比しつつ説明することができる。		
第2章 手続の関与者			
第1節 裁判所		講義1	
1-1 裁判所の意義			
0-2-1-1-(1)	○刑事訴訟を担当する裁判所の種類を挙げ、それぞれの役割について説明することができる。		
0-2-1-1-2	○国法上の裁判所(官署としての裁判所)と訴訟法上の裁判所(裁判機関としての裁判所)の 概念の違いを説明することができる。		
	○川東共和の笠林について、冬立に則して柳亜ナ説の十フェルギスもフ	<u> </u>	
	〇刑事裁判の管轄について、条文に則して概要を説明することができる。 ○ 東物等誌 - 大地等誌 - 東郷等誌の音葉を説明することができる。		
0-2-1-2-2	〇事物管轄、土地管轄、審級管轄の意義を説明することができる。		
		=# ** 4	
第2節 検察官		講義1	
0-2-2-1	○刑事手続における検察官の地位・役割について、条文に則して説明することができる。		+
第3節 司法警察職員		講義1	
	〇司法警察職員の地位・役割について、条文に則して説明することができる。		
0-2-3-2	〇捜査における検察官と司法警察職員との関係について、条文に則して説明することができる。 		
0-2-4-1	→ 第1編-第8章、第4編-第4章を参照。		
<b>吹 4 / / / / / / / / / / / / / / / / / / </b>			
第1編 捜査	. #u⊥to ★		
第1章 任意捜査と強 第1節 強制処分法定		講義1	
<u> </u>	.工我  ○「強制処分法定主義」の法文上の根拠と、その意義・趣旨について説明することができる。	四件 找「	
1-1-1-0	○「強制処分法定主義」の法文工の依拠と、その息義・趣旨について説明することができる。 ○「強制処分法定主義」と「令状主義」との関係・異同について説明することができる。		
	制捜査の区別及びそれぞれの適法性の判断	講義1	
2-1 任意捜査と強制			総合4・12・15
1-1-2-1-1	○任意捜査と強制捜査との区別の基準について、判例の立場及び主要な考え方をふまえて説明 することができる。		
		•	•

刑事訴訟法=「講義」、刑	事訴訟法演習=「演習」、刑事法総合演習=「総合」	講義	演習
1-1-2-1-2	〇有形力の行使を伴う捜査手段と、それを伴わない捜査手段(例えば、写真撮影) それぞれについて、上記の基準がどのように適用されるのかを説明することができる。		
2-2 強制捜査の適			総合4・12・15
1-1-2-2-①	〇強制処分とされた捜査手段について、その適法性がどのように判断されるのかを説明することができる。		
	State of the state block		to A
2-3 任意捜査の適			総合4・12
1-1-2-3-1	○任意処分とされた捜査手段について、その適法性判断の枠組みを、判例の立場をふまえて説  明することができる。		
1-1-2-3-2	〇有形力の行使を伴う捜査手段と、それを伴わない捜査手段それぞれについて、具体的事案から事実を抽出したうえで、上記の判断枠組みに適用することができる。		
第2章 捜査の端緒			
第1節 意義と種類		講義1	
1-2-1-1	○捜査の端緒の意義と種類について説明することができる。		
		-46-34	
第2節 告訴・告発		講義1	
1-2-2-1	〇告訴・告発の意義、主体、期間、効果について、条文に則して説明することができる。		
		=#- **	
第3節 職務質問		講義2	(() A 4 4 0
1-2-3-1	○職務質問の法的根拠と法的性格について、条文に則して説明することができる。		総合4・12
1-2-3-2	○職務質問の要件について、条文に則して説明することができる。		総合4・12
1-2-3-3	〇職務質問のために対象者を停止させる行為の限界について、判例の立場及び主要な考え方を ふまえて説明することができる。		総合4・12
1-2-3-4	〇職務質問のための任意同行の限界について、判例の立場及び主要な考え方をふまえて説明することができる。		総合4
第4節 所持品検査		講義2	
1-2-4-1	○所持品検査の法的根拠と法的性格について、判例の立場及び主要な考え方をふまえて説明することができる。		総合4・12
1-2-4-2	〇所持品検査の限界について、判例の立場及び主要な考え方をふまえ、具体的事例に即して説明することができる。		総合4・12
第5節 自動車検問		講義2	
1-2-5-1	〇自動車検問の種類と、それぞれの法的根拠及び法的性格について説明することができる。		
1-2-5-2	〇自動車検問の際にとりうる措置について、判例の立場及び主要な考え方をふまえ、具体的事例に即して説明することができる。		
•			

刑事訴訟法=「講義」、刑	事訴訟法演習=「演習」、刑事法総合演習=「総合」	講義	演習
第3章 被疑者の身体			
第1節 身体拘束処分		講義4	
1-3-1-1	○身体拘束処分に対する令状主義の原則の趣旨を理解している。		
1-3-1-2	○現行犯逮捕が無令状で許される趣旨を理解している。		総合12
1-3-1-3	○緊急逮捕制度の合憲性についての主要な考え方を理解している。		
第2節 逮捕		講義4	
2-1 逮捕の種類			
1-3-2-1-1	〇逮捕の種類とそれぞれの異同を理解している。		
2-2 通常逮捕			演習5、総合14
1-3-2-2-1	○通常逮捕の要件と手続について、条文上の根拠を示したうえで説明することができる。		
TD/= VD \+ 1-4			Lan A
2-3 現行犯逮捕			総合12
1-3-2-3-1	○現行犯及び準現行犯の意義について、条文上の根拠を示したうえで説明することができる。		
1-3-2-3-2	〇現行犯逮捕の要件について理解している。		
2-4 緊急逮捕			
1-3-2-4-1	O緊急逮捕の要件と手続について、条文上の根拠を示したうえで説明することができる。		
2-5 逮捕後の手続			+
1-3-2-5-(1)	○被疑者が逮捕された後の手続の流れ(被疑事実の要旨の告知、弁護人選任権の告知、弁解録		
	取、留置の必要性の判断、国選弁護人選任に関する教示、身柄送致手続、拘束制限時間等)に		
	ついて、条文上の根拠を示したうえで説明することができる。		
第3節 勾留		講義4	
3-1 実体的要件			演習5
1-3-3-1-1	○勾留の実体的要件(勾留の理由と必要性)について、条文上の根拠を示したうえで説明する		
	ことができる。		
3-2 勾留の手続			演習5
1-3-3-2-1	〇勾留の手続(勾留質問、勾留請求権者、勾留状、勾留請求の時間制限等)について、条文上		
	の根拠を示したうえで説明することができる。		
			\ <del></del>
3-3 勾留の期間	○ 白切地間   フのび   にっしゃ   タナーの担地ナートレンニージのナフート バーナフ		演習5
1-3-3-3-1	〇勾留期間とその延長について、条文上の根拠を示したうえで説明することができる。		
3-4 勾留の場所			

刑事訴訟法=「講義」、刑	事訴訟法演習=「演習」、刑事法総合演習=「総合」	講義	演習
1-3-3-4-1	○被疑者勾留の場所について、条文上の根拠(「刑事収容施設関連法規」も含む)を示したう	H17.32	
	えで説明することができる。		
, ==			
3-5 勾留に対する			
1-3-3-5-1	〇取消請求、準抗告、勾留理由開示請求、被勾留者の権利について、条文上の根拠を示したう		
	えで説明することができる。		
3-6 被告人の勾留			
1-3-3-6-(1)	○被疑者の勾留と被告人の勾留の異同について、条文上の根拠を示したうえで説明することができる。		
1 0 0 0 0	<b>しばが自め引出と版目がの引出の共同について、不久工の根拠とからだりだと思わりまととい</b>		
第4節 逮捕・勾留に	異する諸問題		
4-1 逮捕前置主義		講義4・5	演習5
1-3-4-1-1	〇逮捕前置主義の条文上の根拠と趣旨について理解している。	-	
1-3-4-1-2	〇逮捕後に被疑事実が変動した場合の処理について説明することができる。		
1-3-4-1-3	〇逮捕手続に違法があった場合の、引き続く勾留請求の可否及び勾留の効力について説明する		
	ことができる。		
			\
	の効力が及ぶ範囲	講義5	演習5
1-3-4-2-1	〇事件単位原則の意義と趣旨について、条文上の根拠を示したうえ、異なった考え方と対比して説明することができる。		
	「これのものにはなった。		
4-3	」 勾留の原則	講義5	
1-3-4-3-(1)	 ○一罪一逮捕一勾留の原則の意義について、条文上の根拠を示したうえで説明することができる。	HT 120	
1-3-4-3-2	〇どのような場合に例外が認められるかについて、主要な考え方を理解している。		
4-4 別件逮捕・勾	留と余罪の取調べ	講義5	演習6
1-3-4-4-1	〇別件逮捕・勾留の意味と問題点について、主要な考え方を理解している。		
1-3-4-4-2	〇別件逮捕・勾留の問題と身柄拘束中の余罪取調べの可否の問題との関係を説明することができる。		
1-3-4-4-3	〇違法な別件逮捕・勾留又は違法な余罪取調べがあった場合の法的効果について説明すること		
	ができる。 		
第4章 供述証拠の収			
第1節 被疑者の取調			
1-1 取調べの手続			
1-4-1-1(1)	○被疑者取調べの条文上の根拠を示したうえで、現行法上の法的規制の方法(証拠法に関わる		
	し	講義3•12	
1-4-1-1-2	○供述拒否権の条文上の根拠を示したうえで、その意義、供述を拒否できる事項及びその告知	<b>悪羊2 14</b>	
_	の趣旨について説明することができる。	講義3•14	
1-4-1-1-3	〇供述録取書の作成手続について、条文に則して説明することができる。	講義3・12	

第 1 節 意義         1-5-1-①       〇「押収」が持つ複数の意味を、条文に則して理解している。       () () () () () () () () () () () () () (	刑事訴訟法=「講義」、刑	事訴訟法演習=「演習」、刑事法総合演習=「総合」	講義	演習
1-4-1-2-①   ○任意同行の限界について、判例の立場をふまえ、具体的事例に即して説明することができる。	1-4-1-1-4		講義3•14	
1-4-1-2-①   ○任意同行の限界について、判例の立場をふまえ、具体的事例に即して説明することができる。			-11.44	
1-3 任意出頭・同行後の取調べ			講義3	Lan A
1-4-1-3-①   日在意出頭・同行後の取調べの限界について、判例の立場及び主要な考え方をふまえ、具体的 事例に即して説明することができる。	1-4-1-2-(1)	〇任意同行の限界について、判例の立場をふまえ、具体的事例に即して説明することができる。  		総合4
1-4-1-3-①   日在意出頭・同行後の取調べの限界について、判例の立場及び主要な考え方をふまえ、具体的 事例に即して説明することができる。	1 0 / 5   1   1   1		=# ** .	
#例に即して説明することができる。 #854   1-4   逮捕・勾留中の取調べ   講義3   1-4-1   取調べ受忍義務の有無   1-4-1-4-1-(1)   ○取調べ受忍義務の有無   1-4-1-4-1-(1)   ○取調べ受忍義務の有定説・否定説それぞれの根拠について、条文に則して説明することができる。   1-4-2   余罪取調べの限界   演習6   1-4-2-(1)   ○余罪取調べの限界について、主要な考え方をふまえて説明することができる。   1-4-2-(2)   ○被疑者以外の者に対する第一回公判期日前の証人尋問の要件・手続について、条文に則して説明することができる。   1-4-2-(2)   ○被疑者以外の者に対する第一回公判期日前の証人尋問の要件・手続について、条文に則して説明することができる。   第5章 捜索・押収   第1節 意義   講義6   演習2、総合15   1-5-1-(2)   ○「押収」が持つ複数の意味を、条文に則して理解している。   1-5-1-(2)   ○「押収」が持つ複数の意味を、条文に則して理解している。   第2節 捜索・押収と令状主義   ○「押収」が持つ複数の意味を、条文に則して理解している。   第2節 捜索・押収と令状主義   ○「申収」が持つ複数の意味を、条文に則して理解している。   第2節 捜索・押収と令状主義   表値   次習2   1-5-3-(2)   ○令状主義の意味について、憲法35条の文言に則して説明することができる。   第2節 捜索・押収を今状である。   第3節 捜索・押収を今状に表を   次習2   ○を押えの対象   講義6   演習2   第3節 捜索・差押え   ○検索すべき場所及び捜索の目的物について、条文上の根拠を示したうえで説明することができる。   第2節			講義3	
1-4-1 取調べ受忍義務の有無	1-4-1-3-(1)			総合4
1-4-1 取調べ受忍義務の有無				
1-4-1-4-1-①   ○取調べ受忍義務の肯定説・否定説それぞれの根拠について、条文に則して説明することができる。			講義3	
1-4-2 余罪取調べの限界       演習6         1-4-1-4-2-①       ○余罪取調べの限界について、主要な考え方をふまえて説明することができる。         第2節 参考人の取調べ       講義3         1-4-2-①       ○校疑者以外の者に対する取調べの手続について、条文に則して説明することができる。         1-4-2-②       ○依疑者以外の者に対する第一回公判期日前の証人尋問の要件・手続について、条文に則して説明することができる。         第1節 意義       講義6         1-5-1-②       ○「押収」が持つ複数の意味を、条文に則して理解している。         1-5-1-②       ○領置について、その性質を理解し、その要件を条文に則して説明することができる。         第2節 捜索・押収と令状主義の意味について、憲法35条の文言に則して説明することができる。       講義6         1-5-2-②       ○憲法上及び刑訴法上、捜索・押収が無令状で許される場合と、その実質的根拠について理解している。       総合14         第3節 捜索・差押えの対象       講義6       演習2         1-5-3-①       ○健素すべき場所及び捜索の目的物について、条文上の根拠を示したうえで説明することができる。       演習2         第4節 令状による捜索・差押え       講義6       演習2				
1-4-1-4-2-①   ○余罪取調べの限界について、主要な考え方をふまえて説明することができる。	1-4-1-4-1-(1)	○  収調へ受忍義務の肯定説・否定説それぞれの根拠について、条文に則して説明することができる。 		
1-4-1-4-2-①   ○余罪取調べの限界について、主要な考え方をふまえて説明することができる。				)
第2節 参考人の取調べ       講義3         1-4-2-①       ○被疑者以外の者に対する取調べの手続について、条文に則して説明することができる。         0 被疑者以外の者に対する第一回公判期日前の証人尋問の要件・手続について、条文に則して説明することができる。       講義6         第5章 捜索・押収       講義6         第1節 意義       講義6         1-5-1-②       ○領置について、その性質を理解し、その要件を条文に則して説明することができる。         第2節 捜索・押収と令状主義       講義6         1-5-2-①       ○令状主義の意味について、憲法35条の文言に則して説明することができる。         1-5-2-②       ○憲法上及び刑訴法上、捜索・押収が無令状で許される場合と、その実質的根拠について理解している。         0 表法上及び刑訴法上、捜索・押収が無令状で許される場合と、その実質的根拠について理解している。       総合14         第3節 捜索・差押えの対象       講義6       演習2         1-5-3-①       ○捜索すべき場所及び捜索の目的物について、条文上の根拠を示したうえで説明することができる。       講義6       演習2         第4節 令状による捜索・差押え       講義6       演習2				演習6
1-4-2-①       ○被疑者以外の者に対する取調べの手続について、条文に則して説明することができる。         1-4-2-②       ○破疑者以外の者に対する第一回公判期日前の証人尋問の要件・手続について、条文に則して説明することができる。         第1節 意義       講義6         1-5-1-①       ○「押収」が持つ複数の意味を、条文に則して理解している。         1-5-1-②       ○の衛置について、その性質を理解し、その要件を条文に則して説明することができる。         第2節 捜索・押収と令状主義       講義6         1-5-2-①       ○令法主義の意味について、憲法35条の文言に則して説明することができる。         1-5-2-②       ○憲法上及び刑訴法上、捜索・押収が無令状で許される場合と、その実質的根拠について理解している。         第3節 捜索・差押えの対象       講義6         1-5-3-②       ○捜索すべき場所及び捜索の目的物について、条文上の根拠を示したうえで説明することができる。         第4節 令状による捜索・差押え       講義6	1-4-1-4-2-(1)	○ 宗非取調への限界について、主要な考え方をかまえて説明することができる。 		
1-4-2-①       ○被疑者以外の者に対する取調べの手続について、条文に則して説明することができる。         1-4-2-②       ○破疑者以外の者に対する第一回公判期日前の証人尋問の要件・手続について、条文に則して説明することができる。         第1節 意義       講義6         1-5-1-①       ○「押収」が持つ複数の意味を、条文に則して理解している。         1-5-1-②       ○の衛置について、その性質を理解し、その要件を条文に則して説明することができる。         第2節 捜索・押収と令状主義       講義6         1-5-2-①       ○令法主義の意味について、憲法35条の文言に則して説明することができる。         1-5-2-②       ○憲法上及び刑訴法上、捜索・押収が無令状で許される場合と、その実質的根拠について理解している。         第3節 捜索・差押えの対象       講義6         1-5-3-②       ○捜索すべき場所及び捜索の目的物について、条文上の根拠を示したうえで説明することができる。         第4節 令状による捜索・差押え       講義6	第2節		= 単羊り	
1-4-2-②       ○ 被疑者以外の者に対する第一回公判期日前の証人尋問の要件・手続について、条文に則して 説明することができる。         第 5 章 捜索・押収       第 1 節 意義       講義6       演習2、総合15         1-5-1-①       ○ 「押収」が持つ複数の意味を、条文に則して理解している。       ○ (分間置について、その性質を理解し、その要件を条文に則して説明することができる。       第 2 節 捜索・押収と令状主義       講義6       演習2         1-5-2-②       ○ 令状主義の意味について、憲法35条の文言に則して説明することができる。       ※合14         第 3 節 捜索・差押えの対象       「被合14         第 3 節 捜索・差押えの対象       ○ (フォン・ア・ファン・ア・ファン・ア・ファン・ア・ファン・ア・ア・ア・ア・ア・ア・ア・ア・ア・ア・ア・ア・ア・ア・ア・ア・ア・ア・ア			神我り	
説明することができる。   説明することができる。   説明することができる。	Ü			
第 5章 捜索・押収       第 1節 意義       高麗				
第 1 節 意義				
1-5-1-①       〇「押収」が持つ複数の意味を、条文に則して理解している。       1-5-1-②         1-5-1-②       〇億置について、その性質を理解し、その要件を条文に則して説明することができる。       講義6         第2節 捜索・押収と令状主義       講義6       演習2         1-5-2-①       〇令状主義の意味について、憲法35条の文言に則して説明することができる。       ○憲法上及び刑訴法上、捜索・押収が無令状で許される場合と、その実質的根拠について理解している。       総合14         第3節 捜索・差押えの対象       講義6       演習2         1-5-3-①       〇捜索すべき場所及び捜索の目的物について、条文上の根拠を示したうえで説明することができる。       第36       演習2         第4節 令状による捜索・差押え       講義6       演習2				
1-5-1-②〇領置について、その性質を理解し、その要件を条文に則して説明することができる。講義6第 2 節 捜索・押収と令状主義講義6演習21-5-2-①〇令状主義の意味について、憲法35条の文言に則して説明することができる。総合141-5-2-②〇憲法上及び刑訴法上、捜索・押収が無令状で許される場合と、その実質的根拠について理解している。総合14第 3 節 捜索・差押えの対象講義6演習21-5-3-①〇捜索すべき場所及び捜索の目的物について、条文上の根拠を示したうえで説明することができる。演習21-5-3-②〇差押えの対象について、条文上の根拠を示したうえで説明することができる。講義6演習2	第1節 意義		講義6	演習2、総合15
第2節 捜索・押収と令状主義講義6演習21-5-2-①○令状主義の意味について、憲法35条の文言に則して説明することができる。総合141-5-2-②○憲法上及び刑訴法上、捜索・押収が無令状で許される場合と、その実質的根拠について理解している。総合14第3節 捜索・差押えの対象講義6演習21-5-3-①○捜索すべき場所及び捜索の目的物について、条文上の根拠を示したうえで説明することができる。演習21-5-3-②○差押えの対象について、条文上の根拠を示したうえで説明することができる。第4節 令状による捜索・差押え	<u> </u>			
1-5-2-①〇令状主義の意味について、憲法35条の文言に則して説明することができる。(おました)(お				
1-5-2-②○憲法上及び刑訴法上、捜索・押収が無令状で許される場合と、その実質的根拠について理解している。総合14第3節 捜索・差押えの対象講義6演習21-5-3-①○捜索すべき場所及び捜索の目的物について、条文上の根拠を示したうえで説明することがである。○差押えの対象について、条文上の根拠を示したうえで説明することができる。第4節 令状による捜索・差押え講義6演習2			講義6	演習2
###				
第3節 捜索・差押えの対象       は表すべき場所及び捜索の目的物について、条文上の根拠を示したうえで説明することがで コー5ー3ー②       ウ捜索すべき場所及び捜索の目的物について、条文上の根拠を示したうえで説明することができる。         第4節 令状による捜索・差押え       講義6       演習2	1-5-2-2			総合14
1-5-3-①		している。		
1-5-3-①	一	   の対象	<b>謙恙</b> 6	/ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □
1-5-3-②			呼我♥	
第 4 節 令状による捜索・差押え 講義6 演習2				
		つた」「たびからにするとし、大人工の「ACE かった」」「もこれ ここの。		
	第4節 令状による捜	索・差押え	講義6	演習2

刑事訴訟法=「講義」、刑	事訴訟法演習=「演習」、刑事法総合演習=「総合」	講義	演習
1-5-4-1-1	〇捜索と差押えの実体的要件(理由と必要性)について、条文上の根拠を示したうえで説明することができる。		
1-5-4-1-2	○報道機関に対する捜索・差押えが、憲法上及び刑訴法上、いかなる要件の下で許されるかに		
	ついて、判例の立場をふまえて説明することができる。		
4-2 捜索差押令状			
1-5-4-2-①	○捜索差押令状の請求手続について、条文に則して説明することができる。		
1-5-4-2-(2)	○捜索差押事状の請求手続について、栄文に則して説明することができる。   ○捜索差押令状において、捜索場所と差押目的物の特定が要求されている趣旨について説明す		
1-5-4-2-2	○技糸左押す状にあいて、技糸場所と左押日的初の特定が安水されている趣目について説明9    ることができる。		
1-5-4-2-3	〇捜索場所の特定について説明することができる。		
1-5-4-2-4	〇差押目的物の特定について、判例の立場をふまえて説明することができる。		
4-3 捜索・差押え			演習2、総合14
1-5-4-3-1	◯─捜索・差押えを実施する際の手続について、条文に則して説明することができる。		
1-5-4-3-2	〇捜索・差押えの実施にあたって、令状の事前呈示が要求される趣旨と、その例外が認められ		
1.5.4.0.0	る根拠について、判例の立場及び主要な考え方をふまえて説明することができる。		
1-5-4-3-3	〇捜索・差押えの実施に「必要な処分」の内容を理解している。		
	<u> </u>		ب <del>ن</del>
4-4 捜索・差押え			演習2
1-5-4-4-1	○場所に対する捜索差押令状で、そこにいる人の身体及び所持品を捜索することが、いかなる 根拠により、どの範囲で許されるかを説明することができる。		
1-5-4-4-2	〇差し押さえられた物が令状記載の差押目的物に該当するか否かがいかなる基準によって判断されるのかを、具体的事例に即して説明できる。		
1-5-4-4-3	○電磁的記録媒体を対象として捜索・差押えを行う場合に生じうる問題(記録内容を確認する		
	ことなく行う差押えの可否など)について理解している。		
第5節 令状によらな		講義7	演習4
	索・差押えの実質的根拠		総合12・14
1-5-5-1-1	〇逮捕に伴う捜索・差押えが無令状で許される理由についての主要な考え方を理解している。		
	+ + + m = - 1 + 7 + t		1
	索・差押えの対象物		総合12
1-5-5-2-1	〇逮捕に伴う捜索・差押えの対象物について説明できる。		
5-3 逮捕に伴う捜	 		
1-5-5-3-(1)	☆ 左げたの電台 ○「逮捕の現場」での捜索の対象となる場所の範囲について、判例の立場及び主要な考え方を		
	るまえて説明することができる。		
1-5-5-3-2	○被逮捕者の身体・所持品の捜索を実施できる場所について、判例の立場及び主要な考え方を		
	ふまえて説明することができる。		

刑事訴訟法=「講義」、刑	事訴訟法演習=「演習」、刑事法総合演習=「総合」	講義	演習
1-5-5-3-3	〇逮捕に伴う捜索・差押えが許される時間的範囲について、判例の立場及び主要な考え方をふまえて説明することができる。		
	よんに説明することができる。		
第6章 検証・鑑定・			演習3
第1節 検証		講義6	演習3
1-1意義			総合15
1-6-1-1-1	〇検証の意義及び実況見分との差異について理解している。		
1 0 点什松木			_
1-2 身体検査	○自体検索に関する特別を担待の中央しての根拠について理解している		
1-6-1-2-(1) 1-6-1-2-(2)	<ul><li>○身体検査に関する特別な規律の内容とその根拠について理解している。</li><li>○身体の捜索と身体検査の差異について理解している。</li></ul>		
1-6-1-2-2	○ 夕体の技系と夕体快重の左共に プいて连胜している。 	<del> </del>	
第2節 鑑定		講義6	演習3
1-6-2-1	○鑑定の意義とそのために行うことができる処分について、条文に則して理解している。	HTT TAG V	総合15
1-6-2-2	○裁判所が命じる鑑定と、捜査機関の嘱託による鑑定の手続の差異について理解している。	1	1,0 14
-			
第3節 体液の採取			演習3
3-1 強制採尿			
3-1-1 許容性			
1-6-3-1-1-1	〇強制採尿の許容性に関する判例の立場とそれに反対する見解の根拠について理解している。		
1-6-3-1-2-(1)	-  〇強制採尿が認められる実体的要件とその理由を説明することができる。	<u> </u>	-
103120	○強刑沫冰が認められる天体的安什とでの理由を説明することができる。		
3-1-3 令状の形式			
1-6-3-1-3-(1)	- ○強制採尿のための令状の形式について、判例の立場及び主要な考え方をふまえて説明するこ		
_	とができる。		
3-1-4 採尿のため	· - · ·		
1-6-3-1-4-1	〇強制採尿のための連行について、判例の立場及び主要な考え方をふまえて説明することができる。		
3-2 強制採血			
3-2 短前抹皿 1-6-3-2-①	〇強制採血に必要な令状に関して、強制採尿との異同をふまえつつ説明することができる。	-	+
1 0 0 2 1	しば  川水皿に必安な甲状に関して、  独門  木がこの共門でかよん ノノ説明することができる。		+
第7章 その他の捜査		講義1	
第1節 写真撮影・ビー			演習2
1-7-1-1	〇捜査手段としての写真・ビデオ撮影の法的性質(任意手段か強制手段か)及び要件につい		
	て、判例の立場及び主要な考え方をふまえ、具体的事例に即して説明することができる。	<u> </u>	

第2節 通信・会話の傍要 2-1 通信・会話の傍要の合憲性 1-7-2-1-①	刑事訴訟法=「講義」、刑	事訴訟法演習=「演習」、刑事法総合演習=「総合」	講義	演習
2-1 通信・会話の傍受の合憲性 1-7-2-1-① ○通信・会話の傍受の合憲性について、判例の立場及び主要な考え方をふまえて説明することができる。 2-2 通信・会話の   () できる。 ○通信・会話の傍受の法的性質 1-7-2-2-② ○通信・会話の傍受の法的性質 1-7-2-3-① ○通信・会話の傍受の法的性質について、判例の立場及び主要な考え方をふまえて説明することができる。 2-3 通信傍受法 1-7-2-3-① ○通信傍受法 1-7-2-3-① ○公話の上の主事者による秘密録音   () できる。 ○ ○金話の一方当事者による秘密録音   () できる。 ○ ○会話の一方当事者による秘密録音   () できる。 ○ ○会話の一方当事者による秘密録音の法的性質及び要件について、主要な考え方をふまえて説明することができる。   () できる。 ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○				
1-7-2-1-①   ○通信・会話の傍受の合憲性について、判例の立場及び主要な考え方をふまえて説明することができる。   2-2 通信・会話の傍受の法的性質   ○通信・会話の傍受の法的性質について、判例の立場及び主要な考え方をふまえて説明することができる。   2-3 通信傍受法   ○通信傍受法の法的規律の趣旨・目的について、令状主義及び強制処分法定主義の意義との関係から理解し、説明することができる。   第3節 会話の一方当事者による秘密録音   ○会話の方当事者による秘密録音の法的性質及び要件について、主要な考え方をふまえて説明することができる。   第4節 おとり捜査   ○おとり捜査の意義について、判例の立場及び主要な考え方をふまえて説明することができる。   第4節 おとり捜査   ○おとり捜査の意義について、主要な考え方を事まれて説明することができる。   1-7-4-①   ○おとり捜査の商函で判断基準について、主要な考え方を理解している。   ○第4章 被疑者の権利   第4節 紫砂権 (自己負罪担否特権)   講義3・14   1-1   権利保障の趣旨   ○然秘権の条文上の根拠を示したうえで、その保障の趣旨について説明することができる。   ○素が様で、自己負罪担否特権   ○然秘権の条文上の根拠を示したうえで、その保障の趣旨について説明することができる。   ○素が様の及ぶ事項(自己に不利益な事実の意義)について、被疑者(被告人)の供述拒否権との相違をふまえて説明することができる。   ○素が様の及ぶ年項(自己に不利益な事実の意義)について、被疑者(被告人)の供述拒否権との相違をふまえて説明することができる。   ○素が様の及ぶ行為(「供述」の意義、「供述」以外の行為等の取扱い)について説明することができる。   ○素・経り、の素・表・は、は、は、以外の行為等の取扱い)について説明することができる。   ○素・経・日本・日本・日本・日本・日本・日本・日本・日本・日本・日本・日本・日本・日本・				
### 200				
2-2 通信・会話の傍受の法的性質	1-7-2-1-(1)			
1-7-2-2-②		かできる。 		
1-7-2-2-②		   		
2-3 通信傍受法 1-7-2-3-① ○通信傍受法の法的規律の趣旨・目的について、令状主義及び強制処分法定主義の意義との関係から理解し、説明することができる。  第3節 会話の一方当事者による秘密録音 1-7-3-① ○会話の一方当事者による秘密録音の法的性質及び要件について、主要な考え方をふまえて説明することができる。  第4節 おとり捜査 1-7-4-① ○おとり捜査の意義について、判例の立場及び主要な考え方をふまえて説明することができる。 1-7-4-② ○おとり捜査の適否の判断基準について、主要な考え方を必まえて説明することができる。 1-7-4-③ ○違法なおとり捜査の訴訟法上の効果について、主要な考え方を理解している。 1-7-4-③ ○違法なおとり捜査の訴訟法上の効果について、主要な考え方を理解している。 1-8-1-2-② ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○				
1-7-2-3-①   ○通信傍受法の法的規律の趣旨・目的について、令状主義及び強制処分法定主義の意義との関係から理解し、説明することができる。	1-7-2-2-(2)			
1-7-2-3-①   ○通信傍受法の法的規律の趣旨・目的について、令状主義及び強制処分法定主義の意義との関係から理解し、説明することができる。				
第3節 会話の一方当事者による秘密録音  1-7-3-①				
1-7-3-①	1-7-2-3-①			
1-7-3-①				
# 4 節 おとり捜査  1-7-4-① ○おとり捜査の意義について、判例の立場及び主要な考え方をふまえて説明することができる。 1-7-4-② ○おとり捜査の適否の判断基準について、主要な考え方を理解している。 1-7-4-③ ○違法なおとり捜査の訴訟法上の効果について、主要な考え方を理解している。  第 8 章 被疑者の権利 第 1 節 黙秘権(自己負罪拒否特権) 講義3・14  1-1 権利保障の趣旨 1-8-1-1-① ○黙秘権の条文上の根拠を示したうえで、その保障の趣旨について説明することができる。  1-2 権利保障の対象 1-8-1-2-② ○黙秘権の及ぶ事項(自己に不利益な事実の意義)について、被疑者(被告人)の供述拒否権との相違をふまえて説明することができる。  1-8-1-2-② ○刑事手続以外の手続における黙秘権の保障の有無について説明することができる。  1-8-1-2-③ ○黙秘権の及ぶ行為(「供述」の意義、「供述」以外の行為等の取扱い)について説明することができる。  1-3 権利保障の効果 1-8-1-3-① ○権利保障の効果 (供述義務賦課の禁止、権利を侵害して得られた証拠の利用禁止、不利益推				
第 4 節 おとり捜査         1-7-4-①       ○おとり捜査の意義について、主要な考え方をふまえて説明することができる。         1-7-4-②       ○おとり捜査の適否の判断基準について、主要な考え方を理解している。         1-7-4-③       ○違法なおとり捜査の訴訟法上の効果について、主要な考え方を理解している。         第 8章 被疑者の権利       講義3・14         1-1 権利保障の趣旨       講義3・14         1-8-1-1-①       ○黙秘権の条文上の根拠を示したうえで、その保障の趣旨について説明することができる。         1-2 権利保障の対象       ○黙秘権の及ぶ事項(自己に不利益な事実の意義)について、被疑者(被告人)の供述拒否権との相違をふまえて説明することができる。         1-8-1-2-②       ○刑事手続以外の手続における黙秘権の保障の有無について説明することができる。         1-8-1-2-③       ○黙秘権の及ぶ行為(「供述」の意義、「供述」以外の行為等の取扱い)について説明することができる。         1-3 権利保障の効果       ○歴利保障の効果         1-8-1-3-①       ○権利保障の効果(供述義務賦課の禁止、権利を侵害して得られた証拠の利用禁止、不利益推	1-7-3-1			
1-7-4-① ○おとり捜査の意義について、判例の立場及び主要な考え方をふまえて説明することができる。 1-7-4-② ○おとり捜査の適否の判断基準について、主要な考え方を理解している。 1-7-4-③ ○違法なおとり捜査の訴訟法上の効果について、主要な考え方を理解している。 第8章 被疑者の権利 第1節 黙秘権(自己負罪拒否特権) 講義3・14  1-1 権利保障の趣旨 1-8-1-1-① ○黙秘権の条文上の根拠を示したうえで、その保障の趣旨について説明することができる。  1-2 権利保障の対象 1-8-1-2-① ○黙秘権の及ぶ事項(自己に不利益な事実の意義)について、被疑者(被告人)の供述拒否権との相違をふまえて説明することができる。  1-8-1-2-② ○刑事手続以外の手続における黙秘権の保障の有無について説明することができる。 ○黙秘権の及ぶ行為(「供述」の意義、「供述」以外の行為等の取扱い)について説明することができる。  1-3 権利保障の効果 1-8-1-3-① ○権利保障の効果(供述義務賦課の禁止、権利を侵害して得られた証拠の利用禁止、不利益推		明することができる。		
1-7-4-① ○おとり捜査の意義について、判例の立場及び主要な考え方をふまえて説明することができる。 1-7-4-② ○おとり捜査の適否の判断基準について、主要な考え方を理解している。 1-7-4-③ ○違法なおとり捜査の訴訟法上の効果について、主要な考え方を理解している。 第8章 被疑者の権利 第1節 黙秘権(自己負罪拒否特権) 講義3・14  1-1 権利保障の趣旨 1-8-1-1-① ○黙秘権の条文上の根拠を示したうえで、その保障の趣旨について説明することができる。  1-2 権利保障の対象 1-8-1-2-① ○黙秘権の及ぶ事項(自己に不利益な事実の意義)について、被疑者(被告人)の供述拒否権との相違をふまえて説明することができる。  1-8-1-2-② ○刑事手続以外の手続における黙秘権の保障の有無について説明することができる。 ○黙秘権の及ぶ行為(「供述」の意義、「供述」以外の行為等の取扱い)について説明することができる。  1-3 権利保障の効果 1-8-1-3-① ○権利保障の効果(供述義務賦課の禁止、権利を侵害して得られた証拠の利用禁止、不利益推				
1-7-4-②       〇おとり捜査の適否の判断基準について、主要な考え方を理解している。         1-7-4-③       〇違法なおとり捜査の訴訟法上の効果について、主要な考え方を理解している。         第8章 被疑者の権利       講義3・14         第1節 黙秘権(自己負罪拒否特権)       講義3・14         1-8-1-()       〇黙秘権の条文上の根拠を示したうえで、その保障の趣旨について説明することができる。         1-2 権利保障の対象       〇黙秘権の及ぶ事項(自己に不利益な事実の意義)について、被疑者(被告人)の供述拒否権との相違をふまえて説明することができる。         1-8-1-2-②       〇刑事手続以外の手続における黙秘権の保障の有無について説明することができる。         1-8-1-2-③       〇黙秘権の及ぶ行為(「供述」の意義、「供述」以外の行為等の取扱い)について説明することができる。         1-3 権利保障の効果       日本利保障の効果         1-8-1-3-①       〇権利保障の効果(供述義務賦課の禁止、権利を侵害して得られた証拠の利用禁止、不利益推				
1-7-4-③   ○違法なおとり捜査の訴訟法上の効果について、主要な考え方を理解している。				
第 1 節 黙秘権 (自己負罪拒否特権) 講義3・14  1-1 権利保障の趣旨  1-8-1-1-① ○黙秘権の条文上の根拠を示したうえで、その保障の趣旨について説明することができる。  1-2 権利保障の対象  1-8-1-2-① ○黙秘権の及ぶ事項(自己に不利益な事実の意義)について、被疑者(被告人)の供述拒否権 との相違をふまえて説明することができる。  1-8-1-2-② ○刑事手続以外の手続における黙秘権の保障の有無について説明することができる。  1-8-1-2-③ ○黙秘権の及ぶ行為(「供述」の意義、「供述」以外の行為等の取扱い)について説明することができる。  1-3 権利保障の効果  1-3 権利保障の効果  1-8-1-3-① ○権利保障の効果(供述義務賦課の禁止、権利を侵害して得られた証拠の利用禁止、不利益推				
第1節 黙秘権(自己負罪拒否特権)       1 本利保障の趣旨         1-8-1-1-①       ○黙秘権の条文上の根拠を示したうえで、その保障の趣旨について説明することができる。         1-2 権利保障の対象       1-8-1-2-①       ○黙秘権の及ぶ事項(自己に不利益な事実の意義)について、被疑者(被告人)の供述拒否権との相違をふまえて説明することができる。         1-8-1-2-②       ○刑事手続以外の手続における黙秘権の保障の有無について説明することができる。         1-8-1-2-③       ○黙秘権の及ぶ行為(「供述」の意義、「供述」以外の行為等の取扱い)について説明することができる。         1-3 権利保障の効果       1-3 権利保障の効果         1-8-1-3-①       ○権利保障の効果(供述義務賦課の禁止、権利を侵害して得られた証拠の利用禁止、不利益推	1-7-4-(3)	<u>〇違法なおとり捜査の訴訟法上の効果について、主要な考え方を理解している。</u>		
第1節 黙秘権(自己負罪拒否特権)       1 未満3・14         1 − 1 権利保障の趣旨       1 − 8 − 1 − 1 − ①       ○黙秘権の条文上の根拠を示したうえで、その保障の趣旨について説明することができる。         1 − 2 権利保障の対象       1 − 8 − 1 − 2 − ②       ○黙秘権の及ぶ事項(自己に不利益な事実の意義)について、被疑者(被告人)の供述拒否権との相違をふまえて説明することができる。         1 − 8 − 1 − 2 − ②       ○刑事手続以外の手続における黙秘権の保障の有無について説明することができる。         1 − 8 − 1 − 2 − ③       ○黙秘権の及ぶ行為(「供述」の意義、「供述」以外の行為等の取扱い)について説明することができる。         1 − 8 − 1 − 3 − ①       ○権利保障の効果(供述義務賦課の禁止、権利を侵害して得られた証拠の利用禁止、不利益推				
1-1 権利保障の趣旨         1-8-1-1-①       ○黙秘権の条文上の根拠を示したうえで、その保障の趣旨について説明することができる。         1-2 権利保障の対象         1-8-1-2-①       ○黙秘権の及ぶ事項(自己に不利益な事実の意義)について、被疑者(被告人)の供述拒否権との相違をふまえて説明することができる。         1-8-1-2-②       ○刑事手続以外の手続における黙秘権の保障の有無について説明することができる。         1-8-1-2-③       ○黙秘権の及ぶ行為(「供述」の意義、「供述」以外の行為等の取扱い)について説明することができる。         1-3 権利保障の効果       とができる。         1-8-1-3-①       ○権利保障の効果(供述義務賦課の禁止、権利を侵害して得られた証拠の利用禁止、不利益推				
1-8-1-1-①			講義3•14	
1-2 権利保障の対象				
1-8-1-2-①	1-8-1-1-1	○黙秘権の条文上の根拠を示したうえで、その保障の趣旨について説明することができる。		
1-8-1-2-①				
との相違をふまえて説明することができる。         1-8-1-2-②       〇刑事手続以外の手続における黙秘権の保障の有無について説明することができる。         1-8-1-2-③       〇黙秘権の及ぶ行為(「供述」の意義、「供述」以外の行為等の取扱い)について説明することができる。         1-3 権利保障の効果         1-8-1-3-①       〇権利保障の効果(供述義務賦課の禁止、権利を侵害して得られた証拠の利用禁止、不利益推				
1-8-1-2-②       ○刑事手続以外の手続における黙秘権の保障の有無について説明することができる。         1-8-1-2-③       ○黙秘権の及ぶ行為(「供述」の意義、「供述」以外の行為等の取扱い)について説明することができる。         1-3 権利保障の効果         1-8-1-3-①       ○権利保障の効果(供述義務賦課の禁止、権利を侵害して得られた証拠の利用禁止、不利益推	1-8-1-2-1			
1-8-1-2-③		との相違をふまえて説明することができる。		
とができる。				
1-3 権利保障の効果 1-8-1-3-① ○権利保障の効果(供述義務賦課の禁止、権利を侵害して得られた証拠の利用禁止、不利益推	1-8-1-2-3			
1-8-1-3-① 〇権利保障の効果(供述義務賦課の禁止、権利を侵害して得られた証拠の利用禁止、不利益推		とができる。		
1-8-1-3-① 〇権利保障の効果(供述義務賦課の禁止、権利を侵害して得られた証拠の利用禁止、不利益推				
	1-8-1-3-(1)		_	
	_			

刑事訴訟法=「講義」、刑事訴訟法演習=「演習」、刑事法総合演習=「総合」	講義	演習
1-4 刑事免責		総合2
1-8-1-4-① ○刑事免責制度の意義及び同制度と憲法との関係について、判例の立場をふまえて説明することができる。		
	_,	
	講義3•14	
2-1 弁護人の選任		
1-8-2-1-① O弁護人選任権の憲法上及び刑事訴訟法上の根拠について示したうえで、弁護人の選任手続に ついて、条文に則して説明することができる。		
2-2 被疑者国選弁護		
1-8-2-2-1   〇被疑者国選弁護制度の仕組み(要件及び手続)について、条文に則して説明することができる。		
2-3-1 意義		
1-8-2-3-1-① ○接見交通権の刑事訴訟法上の根拠を示したうえで、同権利の内容、保障の趣旨及び憲法上の 権利との関係について、判例をふまえて説明することができる。		
2-3-2 接見指定		
2-3-2-1 接見指定の要件		
1-8-2-3-2-1-① 〇接見指定の要件について、条文に則して説明することができる。		
1-8-2-3-2-1-②   〇「捜査のため必要があるとき」(39条3項)の意義に関する解釈について、判例の立場及   び主要な考え方をふまえ、具体的事例に即して説明することができる。		
2-3-2-2 接見指定のための措置		
1-8-2-3-2-2-①   〇弁護人からの接見の申出に対し接見指定をする場合に、捜査機関の採るべき措置(弁護人と		
1-8-2-3-2-2 〇逮捕直後の初回の接見の申出に対して接見指定をするに当たり、捜査機関が考慮すべき事項 について、判例の立場をふまえて説明することができる。		
  2-3-2-3 接見指定の合憲性		
1-8-2-3-2-3-① O接見指定を認める39条3項の合憲性について、判例における考慮要因をふまえて説明する ことができる。		
2-3-2-4 起訴後の余罪捜査と接見指定		
1-8-2-3-2-4-①   〇同一人について被告事件の勾留とその余罪である被疑事件の逮捕、勾留とが競合している場		
合における、余罪捜査の必要を理由とする接見指定の可否について、判例の立場をふまえて説 明することができる。		

刑事訴訟法=「講義」、刑	事訴訟法演習=「演習」、刑事法総合演習=「総合」	講義	演習
2-3-3 弁護人以外	の者との接見交通	H1732	7/1
1-8-2-3-3-1	〇弁護人以外の者との接見交通権の条文上の根拠を示したうえで、弁護人との接見交通権との		
	相違(立会人の有無、接見禁止の可否)について、条文に則して説明することができる。		
第3節 証拠保全			
1-8-3-1	〇証拠保全の意義、要件及び手続について、条文に則して説明することができる。 		
第9章 違法捜査に対	  オス粉		
第1節 総説	летория и портига и Портига и портига и		
1-9-1-(1)	○違法捜査に対して、刑事手続の内外で講じることのできる措置(準抗告、証拠排除、公訴棄		
	却、懲戒処分、刑事罰、国家賠償)について、条文に則し、また判例の立場をふまえて説明す		演習4、総合4
	ることができる。		
第2節 準抗告		講義4	
1-9-2-1	○準抗告の意義及び対象となる処分について、条文に則し、また判例の立場をふまえて説明す		
	ることができる。 		
第10章 捜査の終結			
第1節 警察における		講義1•8	
1-10-1-(1)	○警察における捜査が一応完了した場合の措置(検察官への事件送致)について、条文に則し	HT 72.1 0	
	て説明することができる。		
1-10-1-2	○事件送致に関する例外的取扱い(微罪処分としての不送致等)について、条文に則して説明		
	することができる。		
第2節 起訴後の捜査			冷 33 4
<u> </u>	E ┃○被告人の取調べの可否について、判例の立場及び主要な考え方をふまえて説明することができる。		演習1
1-10-2-()	○		
第2編 公訴の提起	<u>l</u>		
第1章 公訴権の運用	すとその規制		
第1節 検察官の事件		講義8	
2-1-1-1	□○検察官の行う事件処理の種類(狭義の不起訴処分・起訴猶予処分、起訴処分、家庭裁判所送		
	<u>致等)について理解している。</u>		
第2節 公訴提起の基		講義8	
1 1 1 1 1 1 1 1 1	・起訴独占主義		
2-1-2-1-1	〇国家訴追主義と起訴独占主義について、条文上の根拠を示した上、私人訴追主義等と対比し		
	<u>ながら、その意義を説明することができる。</u> 		
<u> </u>	I		

刑事訴訟法=「講義」、刑	事訴訟法演習=「演習」、刑事法総合演習=「総合」	講義	演習
2-2 起訴便宜主義			
2-1-2-2-1	〇起訴便宜主義について、条文上の根拠を示した上、起訴法定主義と対比しながら、その意義 を説明することができる。		
2-1-2-2-2	〇起訴猶予処分を行う際の考慮要素について、条文に則して説明することができる。		
2-1-2-2-3	〇公訴取消の制度について、条文上の根拠を示したうえで説明することができる。		
第3節 公訴権運用 $\sigma$		講義8	
3-1 不起訴処分に			
3-1-1 検察審査会			
2-1-3-1-1-1	〇検察審査会制度の概要(構成、権限、申立・審査手続、議決の種類と効力等)及び趣旨について理解している。		
	l さ手続		
2-1-3-1-2-(1)	〇付審判請求手続の概要(対象犯罪、請求·審理手続、付審判決定の効果等)及び趣旨につい て理解している。		
3-2 起訴処分に対	 する規制		_
2-1-3-2-1	○公訴権濫用論の意義について、判例の立場をふまえ、具体例を挙げながら説明することがで		総合4
第2章 公訴提起の要	- - 学件と手続		
第1節 公訴提起の要		講義8	
1-1 公訴提起の要			
2-2-1-1-1	□○公訴提起の要件の種類について理解している。		
2-2-1-1-2	〇公訴提起の要件の機能とそれを欠いた場合の法的効果について説明することができる。		総合4
2-2-1-2-(1)	〇公訴時効制度の存在理由について、主要な考え方をふまえて説明することができる。		
2-2-1-2-2	〇公訴時効の起算点について、判例の立場及び主要な考え方をふまえ、具体的事例に即して説明することができる。		
2-2-1-2-3			
	○公訴時効の停止事由について説明することができる。		
2-2-1-3-1			
2-2-1-3-① 2-2-1-3-②	る告訴 〇親告罪制度の趣旨について理解している。 〇親告罪における告訴の効力の及ぶ範囲(告訴不可分の原則)について説明することができる。		
2-2-1-3-① 2-2-1-3-② 1-4 公訴提起の要	る告訴  ○親告罪制度の趣旨について理解している。 ○親告罪における告訴の効力の及ぶ範囲(告訴不可分の原則)について説明することができる。  中の追完		
2-2-1-3-① 2-2-1-3-②	る告訴 〇親告罪制度の趣旨について理解している。 〇親告罪における告訴の効力の及ぶ範囲(告訴不可分の原則)について説明することができる。		

刑事訴訟法=「講義」、刑	事訴訟法演習=「演習」、刑事法総合演習=「総合」	講義	演習
第2節 公訴提起の手		講義8	
2-1 公訴提起の手続	続		
2-2-2-1-1	〇公訴提起の手続(公判請求の場合と略式命令請求の場合)について、条文に則して説明する ことができる。		
2-2-2-1-2	○起訴状の方式(記載事項)について、条文に則して説明することができる。		
2-2 被告人の確定			
2-2-2-1	○被告人確定の基準について理解したうえで、当該訴訟における被告人が誰かについて、審理 手続の方式及び段階に応じて説明することができる。		
I= == 11.			
	義と予断の防止(排除)		
2-2-2-3-1	〇起訴状一本主義の趣旨について理解している。		
2-2-2-3-2	○予断防止の原則違反の有無について、判例の立場をふまえ、具体的事例に即して説明することができる。		
第3編 訴因	- **	-H- 14	7: A
第1章 訴因制度の意		講義8	総合8
3-1-1	〇起訴状の記載事項について、条文に則して説明することができる。 		演習7
3-1-2	〇訴因と公訴事実の関係について、主要な考え方を理解している。		演習8
3-1-3	〇訴因の機能について、主要な考え方を理解している。		演習7
第2章 訴因の明示・	l 性定	講義8	演習7
3-2-(1)	○訴因の明示・特定が要求されている趣旨を説明することができる。	m 我 0	
3-2-2	○訴因が明示・特定されているか否かの基準について、判例の立場及び主要な考え方をふま		
0 2 5	え、具体的事例に即して説明することができる。		
		=# 1/	
	「の審理の範囲ー一罪の一部起訴	講義8	演習15
3-3-1	〇一罪の一部起訴が許される根拠と、その限界について、判例の立場及び主要な考え方をふま   京 具体的事例に即して説明することができる。		
3-3-2	<ul><li>え、具体的事例に即して説明することができる。</li><li>○一罪の一部起訴が許容されるか否かが、どのような法的効果と結びついているのかを理解している。</li></ul>		
第4章 訴因の変更		=#- **	
第1節 訴因変更の要		講義9	
3-4-1-(1)	〇訴因変更の要否を判断する基準について、判例の立場及び主要な考え方をふまえ、具体的事例に即して説明することができる。		演習9、総合8
		=# <del>**</del>	
第2節 訴因変更の可		講義9	
3-4-2-1	○公訴事実の同一性の判断基準について、判例の立場及び主要な考え方をふまえ、具体的事例 に即して説明することができる。		演習8、総合8

刑事訴訟法=「講義」、刑	事訴訟法演習=「演習」、刑事法総合演習=「総合」	講義	演習
第3節 訴因変更の許		講義9	
3-4-3-1	〇公訴事実の同一性が肯定されたとしても訴因変更が許されない場合があるかということが、 どのような事例で、いかなる理由により問題となるかを理解している。		総合8
第4節 訴因変更命令		講義9	
3-4-4-1	〇裁判所が訴因変更を促し又は命じる義務が生じる場合について、判例の立場及び主要な考え 方をふまえ、具体的事例に即して説明することができる。		演習9、総合8
3-4-4-2	〇訴因変更命令の効力について理解している。		演習9、総合8
第5節 罰条変更		講義9	
3-4-5-1	○罰条変更がいかなる場合に必要されるかについて理解している。		
第6節 罪数判断の変		講義9	
3-4-6-1	〇起訴状記載の訴因における罪数評価と、裁判所の罪数判断が異なった場合にどのような処理 がなされるべきかについて理解している。		
第7節 公訴提起の要	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	講義8	
3-4-7-1	〇公訴提起の要件が充足されているか否かが、何を基準に判断されるのかについて、判例の立 場及び主要な考え方をふまえ、具体的事例に即して説明することができる。		
第4編の公判			
第1章 公訴提起後の		講義8	
4-1-①	〇公訴提起後の主要な手続の流れ(起訴状謄本の送達、弁護人選任権告知・選任、第1回公判期日の指定・通知・変更、被告人の召喚等)について理解している。		
	・忌避・回避		
4-2-1	○裁判官の除斥・忌避・回避について理解している。		
第3章 被告人			
第1節 被告人の訴訟			
4-3-1-1	〇被告人の訴訟能力の意義とそれを欠く場合の効果について、条文に則し、また判例の立場を <u>ふまえて説明することができる。</u>		
第2節 被告人の出頭	<b>是確保</b>	講義4	
2-1 被告人の出頭			
4-3-2-1-1	○被告人の公判への出頭が必要な理由と、その例外が認められる場合について理解している。		

刑事訴訟法=「講義」、刑	事訴訟法演習=「演習」、刑事法総合演習=「総合」	講義	演習
2-2 起訴後の勾留			
4-3-2-2-1	〇起訴後勾留の意義と要件、勾留の手続、勾留に関する処分の権限の所在、勾留中の被告人と の接見交通、勾留の期間について、条文に則して説明することができる。		
	の反元久地に引出のが間について、木人に対して配引があることでしまっ		
2-3 保釈及び勾留(			
4-3-2-3-1	〇保釈制度の意義と手続について条文に則して説明することができる。		
4-3-2-3-2	○権利保釈の意義及びその例外に当たる場合について、条文に則して説明することができる。		
4-3-2-3-3	〇保釈の取消しについて、条文に則して説明することができる。		
4-3-2-3-4	〇勾留の執行停止の意義について、条文に則して、保釈との異同を説明することができる。		
		-#-44	
第4章 弁護制度		講義1	
第1節 弁護人の訴訟	,		
4-4-1-1	〇弁護人の地位・役割について、条文に則して説明することができる。 		
第2節 国選弁護			
<u> </u>	□○国選弁護制度の意義について、憲法及び刑訴法の条文をふまえて理解している。		
4-4-2-(2)	○国選弁護制度の息義について、憲法及び刑訴法の栄文をふまえて理解している。  ○国選弁護人の選任解任の要件と手続について、条文に則して説明することができる。	+	
4 4 2 2	○国医介護人の医住所性の安仲と手続について、未又に則して説明することができる。		
第3節 必要的弁護			
4-4-3-(1)	○必要的弁護制度の意義について条文をふまえて理解している。		
4-4-3-2	○必要的弁護事件において弁護人がない場合の措置について、条文に則して説明することができる。		
第5章 公判前整理手	· 続	講義1	
第1節 目的			
4-5-1-1	○公判前整理手続の目的及び従前の事前準備との異同について、制度が新設された経緯をふまえ、理解している。		
第2節 手続の流れ			
4-5-2-1	○公判前整理手続の進行とその関与者及び手続の内容について、条文に則して説明することが □		
第3節 証拠開示制度			
4-5-3-1	○公判前整理手続に組み込まれている証拠開示制度について、従前の法制度及び判例と異なる 点をふまえつつ、その趣旨・目的を理解している。		
4-5-3-2	○請求証拠の開示、類型証拠の開示及び主張(争点)関連証拠の開示の要件、証拠開示に関す		-
	る裁定手続について、条文に則し、また判例の立場をふまえて説明することができる。		
here a here is storill and the second			
第4節 公判手続との	)関係		

刑事訴訟法=「講義」、刑	事訴訟法演習=「演習」、刑事法総合演習=「総合」	講義	演習
4-5-4-1	〇公判前整理手続に付された事件の公判審理に関する特例等(必要的弁護、被告人側の冒頭陳		
	述、公判前整理手続の結果の顕出、新たな証拠調べ請求の制限)について、条文に則して説明		
	することができる。		
第5節 期日間整理手	   结		
<u> </u>			
4-5-5-()	〇期日間整理手続の意義と趣旨について理解している。 		
第6章 公判手続			
第1節 手続の進行と	· 内突	講義8	
4-6-1-(1)	○第1審公判期日の手続の進行(冒頭手続、証拠調べ、論告・弁論、判決宣告)について、条	冊 我 0	
	文に則して説明することができる。		
4-6-1-2	〇公判手続の基本原則 (公開主義・口頭主義・直接主義) の意義について理解している。		
4-6-1-3	〇裁判所の訴訟指揮及び法廷警察の意義について理解している。		
第2節 弁論の分離・	併合		
4-6-2-1	〇弁論の分離・併合の意義と趣旨及び手続について、条文に則して説明することができる。		総合2
4-6-2-2	○複数の被告人が併合審理を受ける場合の証拠の取扱いについて理解している。		総合2
第3節 公判手続の停			
4-6-3-1	〇公判手続を停止しなければならない場合について、条文に則して説明することができる。		
4-6-3-2	〇公判手続を更新しなければならない場合について、条文に則して説明することができる。		
佐 4 佐 - 佐日八州千姓	 		
	表のでは、一般では、1000年の1000年では、1000年には、1000年には、1000年には、1000年には、1000年には、1000年には、1000		
4-6-4-1	○簡易公判手続の意義と内容について、条文に則して説明することができる。 ○即決裁判手続の意義と内容について、条文に則して説明することができる。		
4-6-4-2	○即次数刊于杭の息我と内谷について、宋又に則して説明することができる。 		
第7章 迅速な裁判			
4-7-(1)	○迅速な裁判の意義及びこれを保障するための制度・方策について、条文及び判例の立場をふ		
	まえて説明することができる。		
第8章 裁判員の参加	1する裁判		
4-8-1	○裁判員制度の基本構造(対象事件、裁判体の構成、裁判官と裁判員の権限及び評決の方法)		
	及び裁判員の選任手続について、裁判員法の条文に則して説明することができる。		
第9章 犯罪被害者の			
第1節 犯罪被害者等			
4-9-1-1	〇意見陳述制度の意義と内容について、条文に則して説明することができる。		

刑事訴訟法=「講義」、刑事訴訟法演習=「演習」、刑事法総合演習=「総合」	講義	演習
第2節 被害者参加制度		
4-9-2-① ○被害者参加制度の意義と内容について、条文に則して説明することができる。		
第5編 証拠		
第1章 証拠法総論		
第1節 証拠の意義・種類と事実認定	講義10	演習12
5-1-1-① ○証拠から事実を認定する過程について、主要事実・間接事実・直接証拠・間接証拠等の概念		
の意味をふまえながら説明することができる。		
5-1-1-② ○実質証拠と補助証拠の概念について理解している。		
5-1-1-③ ○供述証拠と非供述証拠の概念について理解している。		
5-1-1-④ 〇証人、証拠物、証拠書類、証拠物としての書面の概念について理解している。		
	-#- **	N-1- 777
	講義10	演習12
5-1-2-① 〇証拠能力と証明力の概念について理解している。		
5-1-2-② 〇証拠能力が否定される根拠について説明することができる。		
佐 o 佐 言 thu 共加 文学	=# <del>**</del>	<b>治</b> 77.4 6
	講義10	演習12
3-1 証拠裁判主義の意義		
5-1-3-1-① 〇証拠裁判主義について、条文上の根拠を示した上、その意義を説明することができる。		
		<b>₩</b> Δ0.0
3-2 厳格な証明と自由な証明		総合2・6
5-1-3-2-① O厳格な証明と自由な証明の概念について、主要な考え方をふまえて説明することができる。		
5-1-3-2-②		
第 4 節 自由心証主義	講義10	演習14
	舑我IU	<b>澳百14</b>
5-1-4-()		
5-1-4-② O自由心証主義の例外について、具体例を挙げて説明することができる。		
第5節 証拠の関連性		
	講義10	演習12
5-1-5-1-① O関連性の概念について理解している。		
5-2 悪性格・類似行為の立証		演習12
5-1-5-2-① ○悪性格立証の禁止の趣旨について説明することができる。		
5-1-5-2-② 〇公訴事実と類似する被告人の過去の行為(同種前科、同種余罪など)を立証することの可否		
について、判例の立場をふまえ、具体例を挙げて説明することができる。		

	事訴訟法演習=「演習」、刑事法総合演習=「総合」	講義	演習
5-3 科学的証拠			演習14
5-1-5-3-1	○科学的証拠に特有な問題について説明することができる。		
5-1-5-3-2	○科学的証拠の証拠能力の判断基準について、判例の立場をふまえ、具体例(例えば、DNA		
	<u> 型鑑定、ポリグラフ検査、臭気選別など)を挙げて説明することができる。</u>		
第6節 証明の必要		講義10	
5-1-6-1	〇刑事裁判において何が証明の対象となる事実であるかを理解している。		
5-1-6-2	<ul><li>○裁判所による認定の対象とされる事実であっても、例外的に証明を必要としない場合がある ことを理解している。</li></ul>		
5-1-6-3	〇公知の事実の内容と、それが証明を要しない理由について説明することができる。		
5-1-6-4	〇裁判所に顕著な事実の証明の必要性について説明することができる。		
<u> </u>			
第7節 証明の程度		講義10	
5-1-7-(1)	○刑事裁判における事実の認定のために必要とされる心証の程度について理解している。		総合6
第8節 挙証責任と推	定	講義10	
8-1 挙証責任の概	念		総合6
5-1-8-1-(1)	□○挙証責任の意味を理解している。		
5-1-8-1-2	〇検察官が挙証責任を負う事実の範囲について理解している。		
5-1-8-1-3	○証拠提出責任、争点形成責任の意味を理解している。		
8-2 推定規定			総合6
5-1-8-2-1	○推定規定の意義について、主要な考え方を理解している。		
5-1-8-2-2	〇具体的な推定規定について、それが合理性を有するか否かを説明することができる。		
8-3 挙証責任の転	換		総合6
5-1-8-3-1	○被告人に挙証責任を転換することを肯定する見解、否定する見解それぞれの根拠を理解している。		
5-1-8-3-2	○学証責任の転換を肯定する見解に立った場合に、それが許容される要件について理解し、具		
	体的な規定について、その要件に合致しているかどうかを説明することができる。		
第2章 自白			
第1節 自白の証拠能		講義14	
1-1 自白法則の趣			演習13
5-2-1-1-1	〇自白の意義及び類似概念(不利益事実の承認、有罪であることの自認、有罪である旨の陳 述)との異同について説明することができる。		
5-2-1-1-2	〇自白法則の趣旨について、憲法及び刑事訴訟法の条文に則し、また判例の立場及び主要な考		
	え方をふまえて説明することができる。		

川尹孙故太一「舑我」、刑	事訴訟法演習=「演習」、刑事法総合演習=「総合」	講義	演習
1-2 約束による自	白		演習13
5-2-1-2-1	〇利益な取扱いの約束又は暗示を契機としてなされた自白の証拠能力について、判例の立場及		
	び主要な考え方をふまえたうえで、具体的事例に即して説明することができる。		
4 0 14 - 1 7 -	4		<b>1</b> 77
1-3 偽計による自	·		演習13
5-2-1-3-1	〇偽計を用い被疑者を錯誤に陥れることによって獲得された自白の証拠能力について、判例の 立場及び主要な考え方をふまえたうえで、具体的事例に即して説明することができる。		
	 獲得された自白   (A)   (A)   (A)   (B)   (B)		演習13
5-2-1-4-1	〇違法な手続(取調べ、身体拘束、接見制限等)で獲得された自白の証拠能力について、判例 の立場及び主要な考え方をふまえたうえで、具体的事例に即して説明することができる。		
	」 拠能力		演習13
5-2-1-5-1	〇証拠能力のない自白に基づいて発見又は獲得された証拠(派生証拠)の証拠能力について、 判例の立場及び主要な考え方をふまえたうえで、具体的事例に即して説明することができる。		
<u>1-6 任意性の立証</u>			演習13
5-2-1-6-①	〇自白の任意性を立証すべき主体(挙証責任の所在)及び立証方法(被告人質問、捜査官の証 人尋問、取調べ状況報告書等の取調べなど)について説明することができる。		
<b>なった おみごか</b>			
		<b>講義14</b>	
第2節 補強証拠 2-1 補強法則の趣		講義14	演習13
2-1 補強法則の趣	ប់ El	講義14	演習13
		講義14	演習13
2-1 補強法則の趣 5-2-2-1-① 5-2-2-1-②	旨 〇自白に補強証拠を必要とする理由について理解している。 〇公判廷の自白にも補強証拠が必要とされるかについて、判例の立場及び主要な考え方をふま えて、憲法と刑訴法の規定の異同を説明することができる。	講義14	
2-1 補強法則の趣 5-2-2-1-① 5-2-2-1-② 2-2 補強法則の内	旨	講義14	演習13
2-1 補強法則の趣 5-2-2-1-① 5-2-2-1-② 2-2 補強法則の内 5-2-2-2-①	旨	講義14	
2-1 補強法則の趣 5-2-2-1-① 5-2-2-1-② 2-2 補強法則の内	□ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □	講義14	
2-1 補強法則の趣 5-2-2-1-① 5-2-2-1-② 2-2 補強法則の内 5-2-2-2-①	○自白に補強証拠を必要とする理由について理解している。   ○公判廷の自白にも補強証拠が必要とされるかについて、判例の立場及び主要な考え方をふまえて、憲法と刑訴法の規定の異同を説明することができる。   容	講義14	
2-1 補強法則の趣 5-2-2-1-① 5-2-2-1-② 2-2 補強法則の内 5-2-2-2-① 5-2-2-2-②	□ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □	講義14	
2-1 補強法則の趣 5-2-2-1-① 5-2-2-1-② 2-2 補強法則の内 5-2-2-2-① 5-2-2-2-② 5-2-2-2-③	□ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □	講義14	
2-1 補強法則の趣 5-2-2-1-① 5-2-2-1-② 2-2 補強法則の内 5-2-2-2-① 5-2-2-2-③ 5-2-2-2-④	□ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □	講義14	
2-1 補強法則の趣 5-2-2-1-① 5-2-2-1-② 2-2 補強法則の内 5-2-2-2-① 5-2-2-2-② 5-2-2-2-③	日 ○自白に補強証拠を必要とする理由について理解している。 ○公判廷の自白にも補強証拠が必要とされるかについて、判例の立場及び主要な考え方をふまえて、憲法と刑訴法の規定の異同を説明することができる。  ②補強証拠になり得る証拠(補強証拠適格)について、補強法則の趣旨をふまえて、説明することができる。 ○補強証拠が必要とされる事実の範囲について、判例の立場及び主要な考え方をふまえ、具体的事案に即して説明することができる。 ○補強証拠に必要とされる証明力の程度について、判例の立場及び主要な考え方をふまえて説明することができる。 ○共犯者の供述(自白)に補強証拠を要するかについて、判例の立場及び主要な考え方を理解している。	講義14	

5-3-1-②   ○伝問証拠におたらか密かの区別とその根拠について、異体のを挙げながら設明することができる。   演習10、総合6   (本)   (***)	刑事訴訟法=「講義」、刑	事訴訟法演習=「演習」、刑事法総合演習=「総合」	講義	演習
5-3-1-②   ○伝問証拠にあたるか否かの区別とその根拠について、具体例を挙げながら説明することができる。   演習10、総合6   第2節   伝間例外   講義12	5-3-1-2	〇伝聞法則と憲法との関係について、主要な考え方をふまえて説明することができる。		演習10
5-3-2-①         ○伝閣例外が認められる根拠について、それぞれの規定に則して説明することができる。         演習10・11           2-1 供述代用書面 2-1-1 供述書と供述録取書         漢習10           5-3-2-1-1-①         ○供述書と供述録取書         漢習10           2-1-2 被告人以外の者の供述を内容とする書面 5-3-2-1-2-②         ○321条1項号の要件について理解している。         漢習10           5-3-2-1-2-②         ○321条1項号の要件について理解している。         漢習10           5-3-2-1-2-②         ○321条1項号の対象となる書面の種類と同号の要件について理解している。         総合2・10・14           5-3-2-1-2-②         ○321条1項号の対象となる書面の種類と同号の要件について理解している。         総合2・10・14           5-3-2-1-2-③         ○321条1項号令の対象となる書面の種類と同境の要件について理解している。         総合2・10・14           5-3-2-1-2-⑥         ○321条1項母母後股の相反性の要件について、判例の立場及び主要な考え方をふまえ、具体的事例に即して説明することができる。         総合2・10・14           5-3-2-1-2-⑥         ○321条1項母後股の特信性の要件の判断方法及び基準について、具体的事例に即して説明することができる。         総合2           5-3-2-1-2-⑥         ○321条1項母母後股の特信性の要件の判断方法及び基準について、具体的事例に即して説明することができる。         演習10           5-3-2-1-2-⑥         ○321条3項及び4項の要件を理解し、その対象となる書面の種類について理解している。         演習11・14           2-1-3         被告人の供述を内容とする書面 5-3-2-1-3-①         ○322条2項の対象となる書面の種類と同項の要件について理解している。         演習10           2-1-4         特に信用すべき書面 5-3-2-1-4-①         ○323条名の対象となる書面の種類と同項の要件について理解している。         漢習10           2-1-4         特に信用すべき書面 5-3-2-1-4-①         ○公22条2項の対象となる書面の種類と同項の要件について理解している。         漢習10           2-2         伝聞供述	5-3-1-3	〇伝聞証拠にあたるか否かの区別とその根拠について、具体例を挙げながら説明することができる。		演習10、総合6
5-3-2-①         ○伝閣例外が認められる根拠について、それぞれの規定に則して説明することができる。         演習10・11           2-1 供述代用書面 2-1-1 供述書と供述録取書         漢習10           5-3-2-1-1-①         ○供述書と供述録取書         漢習10           2-1-2 被告人以外の者の供述を内容とする書面 5-3-2-1-2-②         ○321条1項号の要件について理解している。         漢習10           5-3-2-1-2-②         ○321条1項号の要件について理解している。         漢習10           5-3-2-1-2-②         ○321条1項号の対象となる書面の種類と同号の要件について理解している。         総合2・10・14           5-3-2-1-2-②         ○321条1項号の対象となる書面の種類と同号の要件について理解している。         総合2・10・14           5-3-2-1-2-③         ○321条1項号令の対象となる書面の種類と同境の要件について理解している。         総合2・10・14           5-3-2-1-2-⑥         ○321条1項母母後股の相反性の要件について、判例の立場及び主要な考え方をふまえ、具体的事例に即して説明することができる。         総合2・10・14           5-3-2-1-2-⑥         ○321条1項母後股の特信性の要件の判断方法及び基準について、具体的事例に即して説明することができる。         総合2           5-3-2-1-2-⑥         ○321条1項母母後股の特信性の要件の判断方法及び基準について、具体的事例に即して説明することができる。         演習10           5-3-2-1-2-⑥         ○321条3項及び4項の要件を理解し、その対象となる書面の種類について理解している。         演習11・14           2-1-3         被告人の供述を内容とする書面 5-3-2-1-3-①         ○322条2項の対象となる書面の種類と同項の要件について理解している。         演習10           2-1-4         特に信用すべき書面 5-3-2-1-4-①         ○323条名の対象となる書面の種類と同項の要件について理解している。         漢習10           2-1-4         特に信用すべき書面 5-3-2-1-4-①         ○公22条2項の対象となる書面の種類と同項の要件について理解している。         漢習10           2-2         伝聞供述				
2-1 供述者と供述録取書   演習10   (日本)   (日本)			講義12	==
2-1-1 供述書と供述録取書   演習10	5-3-2-(1)	○伝聞例外が認められる根拠について、それぞれの規定に則して説明することができる。 		演習10・11
5-3-2-1-1-①       ○供述書と供述録取書の違い及び供述録取書における署名押印の意義を理解している。         2-1-2       被告人以外の者の供述を内容とする書面         5-3-2-1-2-②       ○321条1項3号の要件について理解している。       演習10         5-3-2-1-2-②       ○321条1項3号の対象となる書面の種類と同号の要件について理解している。       総合2・10・14         5-3-2-1-2-③       ○321条1項号の対象となる書面の種類と同号の要件について理解している。       総合2・10・14         5-3-2-1-2-⑤       ○321条1項号号の供流でいて、判例の立場及び主要な考え方をふまえて説明することができる。       総合2・10・14         5-3-2-1-2-⑥       ○321条1項号号の供流で能の要件について、判例の立場及び主要な考え方をふまえ、具体的事例に即して説明することができる。       総合2・10・14         5-3-2-1-2-⑥       ○321条1項号号後段の相反性の要件について、具体的事例に即して説明することができる。       総合2         5-3-2-1-2-⑥       ○321条1項2号後段の特信性の要件の判断方法及び基準について、具体的事例に即して説明することができる。       総合2         5-3-2-1-2-⑥       ○321条1項の号特信性の要件の判断方法及び基準について、具体的事例に即して説明することができる。       演習10         5-3-2-1-2-⑥       ○321条2項の対象となる書面の種類について理解している。       演習10         5-3-2-1-2-⑥       ○321条3項及び4項の要件を理解し、その対象となる書面の種類と同項の要件について理解している。       演習10         2-1-3       被告人の供述を内容とする書面       演習10         5-3-2-1-3-①       ○322条2項の対象となる書面の種類と同項の要件について理解している。       演習10         2-1-4       特に信用すべき書面       第10         5-3-2-1-4-①       ○323条各号の対象となる書面の種類について理解している。       演習10         2-1       特に同いの理解している。       演習10         2-2       伝聞供述を内容を表面の種類とのできまます。       演習10	2-1 供述代用書面			
2-1-2 被告人以外の者の供述を内容とする書面 5-3-2-1-2-① ○321条1項1号の対象となる書面の種類と同号の要件について理解している。 5-3-2-1-2-② ○321条1項1号の対象となる書面の種類と同号の要件について理解している。 5-3-2-1-2-③ ○321条1項2号の対象となる書面の種類と同号の要件について理解している。 5-3-2-1-2-④ ○321条1項2号の対象となる書面の種類と同号の要件について理解している。 6-3-2-1-2-⑤ ○321条1項2号の供述不能の要件について、判例の立場及び主要な考え方をふまえ、具体的事例に即して説明することができる。 6会2-10-14 5-3-2-1-2-⑥ ○321条1項2号後段の相反性の要件について、具体的事例に即して説明することができる。 6会10-14 5-3-2-1-2-⑥ ○321条1項2号後段の相反性の要件について、具体的事例に即して説明することができる。 5-3-2-1-2-⑦ ○321条1項2号後段の相反性の要件の判断方法及び基準について、具体的事例に即して説明することができる。 5-3-2-1-2-⑥ ○321条1項3号の特信性の要件の判断方法及び基準について、具体的事例に即して説明することができる。 5-3-2-1-2-⑥ ○321条1項3号の特信性の要件の判断方法及び基準について、具体的事例に即して説明することができる。 5-3-2-1-2-⑥ ○321条1項3号の対象となる書面の種類について理解している。 5-3-2-1-2-⑥ ○321条1項及び4項の要件を理解し、その対象となる書面の種類について、判例の立場及び主要な考え方を示まて説明することができる。 2-1-3 被告人の供述を内容とする書面の種類と同項の要件について理解している。 第習10 5-3-2-1-3-⑥ ○322条2項の対象となる書面の種類と同項の要件について理解している。 第習10 2-1-4 特に信用すべき書面 5-3-2-1-4-⑥ ○323条2項の対象となる書面の種類と同項の要件について理解している。 第習10 2-1-4 特に信用すべき書面 5-3-2-1-4-⑥ ○323条各号の対象となる書面の種類について理解している。 第習10 2-1-4 特に信用すべき書面 5-3-2-1-4-⑥ ○323条各号の対象となる書面の種類について理解している。 第習10 2-1-4 特に信用すべき書面 5-3-2-1-3-⑥ ○公323条名号の対象となる書面の種類について理解している。 第20 2-1 伝聞供述	2-1-1 供述書と供	<b>技述録取書</b>		演習10
5-3-2-1-2-①         ○321条1項3号の要件について理解している。         演習10           5-3-2-1-2-②         ○321条1項5号の対象となる書面の種類と同号の要件について理解している。         総合2・10・14           5-3-2-1-2-④         ○321条1項2号の合憲性について、判例の立場及び主要な考え方をふまえて説明することができる。         総合2・10・14           5-3-2-1-2-⑤         ○321条1項2号の件について、判例の立場及び主要な考え方をふまえ、具体的事例に即して説明することができる。         総合2・10・14           5-3-2-1-2-⑥         ○321条1項名号の供述不能の要件について、判例の立場及び主要な考え方をふまえ、具体的事例に即して説明することができる。         総合10・14           5-3-2-1-2-⑥         ○321条1項名号後段の相反性の要件について、具体的事例に即して説明することができる。         総合2           5-3-2-1-2-⑥         ○321条1項名号後段の特信性の要件の判断方法及び基準について、具体的事例に即して説明することができる。         総合2           5-3-2-1-2-⑥         ○321条1項名号の特信性の要件の判断方法及び基準について、具体的事例に即して説明することができる。         演習10           5-3-2-1-2-⑥         ○321条3項及び4項の要件を理解し、その対象となる書面の種類について、判例の立場及び主要な考え方をふまえて説明することができる。         演習10           5-3-2-1-2-⑥         ○321条3項及び4項の要件を理解し、その対象となる書面の種類について理解している。         演習10           5-3-2-1-3-⑥         ○322条1項の対象となる書面の種類と同項の要件について理解している。         演習10           2-1-4         特に信用すべき書面         第習10           2-2 伝聞供述         ○323条名号の対象となる書面の種類について理解している。         演習10           2-2 伝聞供述         ○323条名号の対象となる書面の種類について理解している。         演習10           2-3 再伝聞         ○323条名号の対象となる書面の種類について理解している。         演習10	5-3-2-1-1-1	〇供述書と供述録取書の違い及び供述録取書における署名押印の意義を理解している。		
5-3-2-1-2-①         ○321条1項3号の要件について理解している。         演習10           5-3-2-1-2-②         ○321条1項5号の対象となる書面の種類と同号の要件について理解している。         総合2・10・14           5-3-2-1-2-④         ○321条1項2号の合憲性について、判例の立場及び主要な考え方をふまえて説明することができる。         総合2・10・14           5-3-2-1-2-⑤         ○321条1項2号の件について、判例の立場及び主要な考え方をふまえ、具体的事例に即して説明することができる。         総合2・10・14           5-3-2-1-2-⑥         ○321条1項名号の供述不能の要件について、判例の立場及び主要な考え方をふまえ、具体的事例に即して説明することができる。         総合10・14           5-3-2-1-2-⑥         ○321条1項名号後段の相反性の要件について、具体的事例に即して説明することができる。         総合2           5-3-2-1-2-⑥         ○321条1項名号後段の特信性の要件の判断方法及び基準について、具体的事例に即して説明することができる。         総合2           5-3-2-1-2-⑥         ○321条1項名号の特信性の要件の判断方法及び基準について、具体的事例に即して説明することができる。         演習10           5-3-2-1-2-⑥         ○321条3項及び4項の要件を理解し、その対象となる書面の種類について、判例の立場及び主要な考え方をふまえて説明することができる。         演習10           5-3-2-1-2-⑥         ○321条3項及び4項の要件を理解し、その対象となる書面の種類について理解している。         演習10           5-3-2-1-3-⑥         ○322条1項の対象となる書面の種類と同項の要件について理解している。         演習10           2-1-4         特に信用すべき書面         第習10           2-2 伝聞供述         ○323条名号の対象となる書面の種類について理解している。         演習10           2-2 伝聞供述         ○323条名号の対象となる書面の種類について理解している。         演習10           2-3 再伝聞         ○323条名号の対象となる書面の種類について理解している。         演習10		  の老の供述を内容とする書面		+
5-3-2-1-2-②       ○321条1項1号の対象となる書面の種類と同号の要件について理解している。       総合2·10·14         5-3-2-1-2-④       ○321条1項2号の対象となる書面の種類と同号の要件について理解している。       総合2·10·14         5-3-2-1-2-⑥       ○321条1項名号の供述不能の要件について、判例の立場及び主要な考え方をふまえ、具体的事例に即して説明することができる。       総合2·10·14         5-3-2-1-2-⑥       ○321条1項名号の供述不能の要件について、判例の立場及び主要な考え方をふまえ、具体的事例に即して説明することができる。       総合2・10·14         5-3-2-1-2-⑥       ○321条1項2号後段の相反性の要件について、具体的事例に即して説明することができる。       総合2         5-3-2-1-2-⑦       ○321条1項3号の特信性の要件の判断方法及び基準について、具体的事例に即して説明することができる。       総合2         5-3-2-1-2-⑧       ○321条2項の対象となる書面の種類について理解している。       演習10         5-3-2-1-2-⑩       ○321条2項の対象となる書面の種類について理解している。       演習11·14         2-1-3       被告人の供述を内容とする書面       演習10         2-1-3-①       ○322条2項の対象となる書面の種類と同項の要件について理解している。       演習10         2-1-4       特に信用すべき書面       第30         5-3-2-1-4-①       ○323条名号の対象となる書面の種類について理解している。       演習10         2-1-4       特に信用すべき書面       第30         5-3-2-1-4-①       ○323条名号の対象となる書面の種類について理解している。       演習10         2-2       伝聞供述の証拠能力の要件について理解している。       演習10				演習10
5-3-2-1-2-③       ○321条1項2号の対象となる書面の種類と同号の要件について、判例の立場及び主要な考え方をふまえて説明することができる。       総合2・10・14         5-3-2-1-2-④       ○321条1項2号の合憲性について、判例の立場及び主要な考え方をふまえ、具体的事例に即して説明することができる。       総合2・10・14         5-3-2-1-2-⑥       ○321条1項6号を股の相反性の要件について、具体的事例に即して説明することができる。       総合2         5-3-2-1-2-⑥       ○321条1項2号後股の特信性の要件の判断方法及び基準について、具体的事例に即して説明することができる。       総合2         5-3-2-1-2-⑦       ○321条1項2号後股の特信性の要件の判断方法及び基準について、具体的事例に即して説明することができる。       総合2         5-3-2-1-2-⑧       ○321条2項の対象となる書面の種類について理解している。       演習10         5-3-2-1-2-⑨       ○321条2項の対象となる書面の種類について理解している。       演習11・14         2-1-3 被告人の供述を内容とする書面       「演習10         5-3-2-1-3-①       ○322条1項の対象となる書面の種類と同項の要件について理解している。       演習10         2-1-4 特に信用すべき書面       ○322条2項の対象となる書面の種類について理解している。       演習10         2-1-4 特に信用すべき書面       ○322条名号の対象となる書面の種類について理解している。       演習10         2-2 伝聞供述       ○322条名号の対象となる書面の種類について理解している。       演習10	<u> </u>			/
5-3-2-1-2-④       ○321条1項2号の合憲性について、判例の立場及び主要な考え方をふまえて説明することができる。       総合2・10・14         5-3-2-1-2-⑤       ○321条1項2号後限の供述不能の要件について、判例の立場及び主要な考え方をふまえ、具体的事例に即して説明することができる。       総合10・14         5-3-2-1-2-⑥       ○321条1項2号後限の相反性の要件について、具体的事例に即して説明することができる。       総合2         5-3-2-1-2-⑦       ○321条1項2号後限の特信性の要件の判断方法及び基準について、具体的事例に即して説明することができる。       総合2         5-3-2-1-2-⑥       ○321条1項3号の特信性の要件の判断方法及び基準について、具体的事例に即して説明することができる。       演習10         5-3-2-1-2-⑨       ○321条2項の対象となる書面の種類について理解している。       演習10         5-3-2-1-2-⑩       ○321条3項及び4項の要件を理解し、その対象となる書面の種類について理解している。       演習11・14         2-1-3 被告人の供述を内容とする書面       第2-1-3・①       ○322条1項の対象となる書面の種類と同項の要件について理解している。       演習10         2-1-4 特に信用すべき書面       ○322条2項の対象となる書面の種類と同項の要件について理解している。       演習10         2-1-4 特に信用すべき書面       ○323条各号の対象となる書面の種類について理解している。       演習10         2-2 伝聞供述       ○公33条各号の対象となる書面の種類について理解している。       演習10、総合6         2-3 再伝聞       ○伝聞供述の証拠能力の要件について理解している。       演習10、総合6				総合2・10・14
5-3-2-1-2-⑤       ○321条1項各号の供述不能の要件について、判例の立場及び主要な考え方をふまえ、具体的事例に即して説明することができる。       総合10・14         5-3-2-1-2-⑥       ○321条1項名号後段の相反性の要件について、具体的事例に即して説明することができる。       総合2         5-3-2-1-2-⑦       ○321条1項名号後段の特信性の要件の判断方法及び基準について、具体的事例に即して説明することができる。       総合2         5-3-2-1-2-⑥       ○321条1項3号の特信性の要件の判断方法及び基準について、具体的事例に即して説明することができる。       演習10         5-3-2-1-2-⑥       ○321条2項の対象となる書面の種類について理解している。       演習11・14         5-3-2-1-2-⑥       ○321条2項の対象となる書面の種類と同項の要件について理解している。       演習10         2-1-3       被告人の供述を内容とする書面の種類と同項の要件について理解している。       演習10         5-3-2-1-3-⑥       ○322条1項の対象となる書面の種類と同項の要件について理解している。       演習10         2-1-4       特に信用すべき書面       第322条2項の対象となる書面の種類と同項の要件について理解している。       第3210         2-1-4       特に信用すべき書面       第323条名号の対象となる書面の種類について理解している。       第3210         2-2 伝聞供述       ○公323条名号の対象となる書面の種類について理解している。       第3210         2-2 伝聞供述       ○公323条名号の対象となる書面の種類について理解している。       第3210	<u> </u>			
5-3-2-1-2-⑥       〇321条1項2号後段の相反性の要件について、具体的事例に即して説明することができる。       総合2         5-3-2-1-2-⑦       〇321条1項2号後段の特信性の要件の判断方法及び基準について、具体的事例に即して説明することができる。       総合2         5-3-2-1-2-⑧       〇321条2項の対象となる書面の種類について理解している。       演習10         5-3-2-1-2-⑨       〇321条2項の対象となる書面の種類について理解している。       演習11・14         2-1-3       被告人の供述を内容とする書面       演習10         5-3-2-1-3-①       〇322条1項の対象となる書面の種類と同項の要件について理解している。       演習10         5-3-2-1-3-②       〇322条1項の対象となる書面の種類と同項の要件について理解している。       演習10         2-1-4       特に信用すべき書面       第323条各号の対象となる書面の種類について理解している。       演習10         2-1-4       特に信用すべき書面       第323条各号の対象となる書面の種類について理解している。       演習10         2-2       伝聞供述       「の公23条を号の対象となる書面の種類について理解している。       演習10、総合6         2-3       再伝聞       「演習10、総合6		O321条1項各号の供述不能の要件について、判例の立場及び主要な考え方をふまえ、具体的事		
5-3-2-1-2-⑦       ○321条1項2号後段の特信性の要件の判断方法及び基準について、具体的事例に即して説明することができる。       総合2         5-3-2-1-2-®       ○321条1項3号の特信性の要件の判断方法及び基準について、具体的事例に即して説明することができる。       演習10         5-3-2-1-2-⑩       ○321条2項の対象となる書面の種類について理解している。       演習11・14         5-3-2-1-2-⑩       ○321条3項及び4項の要件を理解し、その対象となる書面の種類について、判例の立場及び主要な考え方をふまえて説明することができる。       演習11・14         2-1-3       被告人の供述を内容とする書面       演習10         5-3-2-1-3-①       ○322条1項の対象となる書面の種類と同項の要件について理解している。       演習10         2-1-4       特に信用すべき書面       第310         5-3-2-1-4-①       ○323条各号の対象となる書面の種類について理解している。       第310         2-2       伝聞供述         5-3-2-1-4-①       ○公園供述の証拠能力の要件について理解している。       演習10、総合6         2-3       再伝聞	5-3-2-1-2-6	例に即して説明することができる。  ○201冬1項2早後段の相反性の更供について、目体的東側に即して説明することができる。		<b>松</b> 本2
5-3-2-1-2-®       〇321条1項3号の特信性の要件の判断方法及び基準について、具体的事例に即して説明することができる。       演習10         5-3-2-1-2-®       〇321条2項の対象となる書面の種類について理解している。       (321条3項及び4項の要件を理解し、その対象となる書面の種類について、判例の立場及び主要な考え方をふまえて説明することができる。       演習11・14         2-1-3       被告人の供述を内容とする書面       (322条1項の対象となる書面の種類と同項の要件について理解している。       (322条1項の対象となる書面の種類と同項の要件について理解している。       (322条2項の対象となる書面の種類と同項の要件について理解している。       (323条名号の対象となる書面の種類について理解している。       (323条名号の対象となる書面の表面の表面の表面の表面の表面の表面の表面の表面の表面の表面の表面の表面の表面				
とができる。	_			松百2
5-3-2-1-2-③       ○321条2項の対象となる書面の種類について理解している。       演習11・14         5-3-2-1-2-⑪       ○321条3項及び4項の要件を理解し、その対象となる書面の種類について、判例の立場及び主要な考え方をふまえて説明することができる。       演習11・14         2-1-3       被告人の供述を内容とする書面          5-3-2-1-3-①       ○322条1項の対象となる書面の種類と同項の要件について理解している。       演習10         5-3-2-1-3-②       ○322条2項の対象となる書面の種類と同項の要件について理解している。       演習10         2-1-4       特に信用すべき書面          5-3-2-1-4-①       ○323条各号の対象となる書面の種類について理解している。          2-2       伝聞供述         5-3-2-2-①       ○伝聞供述の証拠能力の要件について理解している。          2-3       再伝聞       演習10	5-3-2-1-2-8			演習10
5-3-2-1-2-⑩〇321条3項及び4項の要件を理解し、その対象となる書面の種類について、判例の立場及び主要な考え方をふまえて説明することができる。演習11・142-1-3 被告人の供述を内容とする書面○322条1項の対象となる書面の種類と同項の要件について理解している。演習105-3-2-1-3-②○322条2項の対象となる書面の種類と同項の要件について理解している。演習102-1-4 特に信用すべき書面○323条各号の対象となる書面の種類について理解している。第2102-2 伝聞供述○323条各号の対象となる書面の種類について理解している。第2105-3-2-1-4-①○公23条名号の対象となる書面の種類について理解している。第210	5-3-2-1-2-9			
2-1-3 被告人の供述を内容とする書面第習105-3-2-1-3-①○322条1項の対象となる書面の種類と同項の要件について理解している。演習105-3-2-1-3-②○322条2項の対象となる書面の種類と同項の要件について理解している。演習102-1-4 特に信用すべき書面○323条各号の対象となる書面の種類について理解している。第2105-3-2-1-4-①○323条各号の対象となる書面の種類について理解している。第210、総合62-2 伝聞供述○伝聞供述の証拠能力の要件について理解している。演習10、総合6		○321条3項及び4項の要件を理解し、その対象となる書面の種類について、判例の立場及び主		演習11・14
5-3-2-1-3-①○322条1項の対象となる書面の種類と同項の要件について理解している。演習105-3-2-1-3-②○322条2項の対象となる書面の種類と同項の要件について理解している。演習102-1-4 特に信用すべき書面○323条各号の対象となる書面の種類について理解している。2-2 伝聞供述5-3-2-1-4-①○公23条各号の対象となる書面の種類について理解している。演習10、総合62-2 伝聞供述○伝聞供述の証拠能力の要件について理解している。演習10、総合6		安な行え方とかまれて説明することができる。		
5-3-2-1-3-①○322条1項の対象となる書面の種類と同項の要件について理解している。演習105-3-2-1-3-②○322条2項の対象となる書面の種類と同項の要件について理解している。演習102-1-4 特に信用すべき書面○323条各号の対象となる書面の種類について理解している。2-2 伝聞供述5-3-2-1-4-①○公23条各号の対象となる書面の種類について理解している。演習10、総合62-2 伝聞供述○伝聞供述の証拠能力の要件について理解している。演習10、総合6	2-1-3 被告人の供	・ ・述を内容とする書面		
5-3-2-1-3-②〇322条2項の対象となる書面の種類と同項の要件について理解している。演習102-1-4 特に信用すべき書面〇323条各号の対象となる書面の種類について理解している。第202-2 伝聞供述〇5-3-2-2-①〇伝聞供述の証拠能力の要件について理解している。演習10、総合62-3 再伝聞演習10				演習10
5-3-2-1-4-①       ○323条各号の対象となる書面の種類について理解している。         2-2 伝聞供述       5-3-2-2-①         ○伝聞供述の証拠能力の要件について理解している。       演習10、総合6         2-3 再伝聞       演習10	$\overline{}$			
5-3-2-1-4-①       ○323条各号の対象となる書面の種類について理解している。         2-2 伝聞供述       5-3-2-2-①       ○伝聞供述の証拠能力の要件について理解している。       演習10、総合6         2-3 再伝聞       演習10	2-1-4 特に信田は	 -ベキ皇而		
2-2 伝聞供述       5-3-2-2-①       ○伝聞供述の証拠能力の要件について理解している。       演習10、総合6         2-3 再伝聞       演習10				
5-3-2-2-①       〇伝聞供述の証拠能力の要件について理解している。       演習10、総合6         2-3 再伝聞       演習10		ひとう かってい から 日 国 ツ 性 双 に フャ・ ( 土 肝 し し い ) 。	<del> </del>	
5-3-2-2-①       〇伝聞供述の証拠能力の要件について理解している。       演習10、総合6         2-3 再伝聞       演習10	2-2 伝聞供述	<u> </u>		
		〇伝聞供述の証拠能力の要件について理解している。		演習10、総合6
	2-3 重伝間			演習10
		 ○再伝聞証拠の証拠能力について、判例の立場及び主要な考え方をふまえて説明することができる。		<u> </u>

刑事訴訟法=「講義」、刑	事訴訟法演習=「演習」、刑事法総合演習=「総合」	講義	演習
777 H/ HA/A H7723 ( 7/2		H17 32	7,1
第3節 任意性の調査			演習10
5-3-3-1	○325条の任意性の調査の意義について、主要な考え方をふまえて説明することができる。		
第4節 同意書面		講義12	
5-3-4-1	○326条1項の同意の性質について、主要な考え方をふまえて説明することができる。		総合2
5-3-4-2	○326条1項の同意の手続について理解している。		総合2
5-3-4-3	○326条2項の同意の擬制がなされる場合について理解している。		総合2
第5節 合意書面		講義12	
5-3-5-1	○327条の書面の性質について理解している。		
第6節 証明力を争う		講義11	演習12
5-3-6-①	○328条により証拠能力を認められる証拠の種類について、判例の立場及び主要な考え方をふまえて説明することができる。		
5-3-6-2	〇回復証拠・増強証拠の証拠能力について、主要な考え方をふまえて説明することができる。		
第7節 写真・録音テ	ープ・ビデオテープ		演習11
5-3-7-1	○現場写真等の証拠能力について、判例の立場及び主要な考え方をふまえて説明することができる。		
5-3-7-2	〇供述録音等の証拠能力の要件について理解している。		総合2
5-3-7-3	○犯行(被害)再現写真等の証拠能力について、その使用の目的に応じた要件の違いを理解している。		
第4章 違法収集証拠			
第1節 違法収集証拠		講義13	
5-4-1-1	〇違法収集証拠の証拠能力が問題とされる理由について説明することができる。		演習4、総合12・15
5-4-1-2	○違法収集証拠の証拠能力が否定される実質的な根拠について、憲法及び刑訴法の条文と関連		演習4、総合12・15
	付けて説明することができる。		次日代110日1210
	 	=# ¥ . °	
第2節 証拠排除の基		講義13	
5-4-2-1	○違法収集証拠の証拠能力が否定される要件と、それに該当するか否かを判断する際の考慮要  素について、判例の立場及び主要な考え方をふまえ、具体的事例に即して説明することができ		  演習4、総合12·15
	茶について、刊例の立場及の主要な考え方をかまえ、具体的事例に即して説明することができ  る。		<b>                                    </b>
	<b>ひ</b> 。		
第3節 派生証拠の証	」 F枷能力	講義13	
5-4-3-(1)	○証拠を獲得した直接の手続に先行する手続が違法であった場合に、当該証拠の証拠能力を判	中表し	
			演習4・13、
	ことができる。		総合12・15
			•

刑事訴訟法=「講義」、刑	事訴訟法演習=「演習」、刑事法総合演習=「総合」	講義	演習
第4節 排除申立適格			
5-4-4-1	〇違法収集証拠排除の申立て適格の内容を理解している。		総合12
第5節 当事者の同意		講義13	
5-4-5-1	〇違法収集証拠の取調べに対する同意があった場合の処理について、判例の立場及び主要な考		総合12
	え方をふまえて説明することができる。		170 H 12
第6節 私人による遠	┃ ┱╬╅╫┇╈╒┰╫┇		
<u> </u>	『広収集証拠 │○私人によって違法に獲得された証拠の証拠能力について理解している。		
5-4-6-()	○位入によりも建法に後待された証拠の証拠能力について理解している。 		
第5章 証拠調べの手	」 編		
第1節 証拠調べの手		講義10	
5-5-1-(1)	  ○証拠調べの手続(証拠調べ請求の方式、証拠決定、証明力を争う機会の付与、証拠調べに関	一件我10	
	する異議)について、条文に則して説明することができる。		
5-5-1-2	○職権証拠調べの意義について理解している。		
5-5-1-3	〇証人、証拠書類、証拠物の取調べ方式について理解している。		
第2節 証人尋問		講義10	
5-5-2-1	○証人の意義、証人適格、証人の権利義務(証言義務、証言拒絶権など)について、条文に則		総合2・10
	して説明することができる。		140 H Z 10
5-5-2-2	○証人尋問の方式(交互尋問方式、主尋問の意義、反対尋問の意義、誘導尋問の可否等)につ		
5-5-2-3	いて、条文に則して説明することができる。 〇公判期日外の証人尋問が行われる場合の要件・手続について条文に則して説明することができる。		
3 3 2 3	○公刊別日介の証人寺間が刊力がある日の女性   別について未入に別して記りすることができる。		
第3節 証人の保護			総合10
5-5-3-(1)	○証人の保護を目的とした諸制度の意義と内容について、条文に則して説明することができる。		MAD TI 10
第4節 被告人質問		講義10	
5-5-4-1	○被告人質問の意義と手続について、条文に則して説明することができる。		総合2
-			
第5節 鑑定		講義10	
5-5-5-1	○鑑定証人の意義について理解している。		
第6編 裁判			
第1章 裁判の意義と		講義15	
6-1-1	〇何が訴訟法上の裁判にあたり、何があたらないかを理解している。		
6-1-2	〇実定法上の裁判の種類と、その差異について、条文に則して説明することができる。		
6-1-3	○実体裁判と形式裁判の内容と差異について説明することができる。		

刑事訴訟法=「講義」、刑	事訴訟法演習=「演習」、刑事法総合演習=「総合」	講義	演習
第2章 裁判の成立		講義15	
6-2-1	○裁判の成立の時点とその効果を説明することができる。		
第3章 形式裁判		講義15	
6-3-1	○免訴判決の法的性質について、主要な考え方を理解している。		
第4章 実体裁判			
第1節 有罪判決			
6-4-1-1	○有罪判決の要件と、有罪判決に示すべき項目について、条文に則して説明することができる。		
6-4-1-2	〇概括的認定、択一的認定の許容性が問題となる理由について説明することができる。		演習9
6-4-1-3	〇概括的認定、択一的認定が許される場合について、判例の立場及び主要な考え方をふまえ、		演習9
	具体的事例に即して説明することができる。		,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,
第2節 量刑			
6-4-2-1	〇量刑の手続と手順(法定刑、処断刑、宣告刑)について理解している。		
6-4-2-2	〇いかなる事情が量刑資料として考慮されるかについて理解している。		
6-4-2-3	〇被告人の余罪を量刑上考慮することができるかについて、判例の立場及び主要な考え方をふ まる。見は約束例に関して誇明することができるかについて、判例の立場及び主要な考え方をふ		
	まえ、具体的事例に即して説明することができる。		
第5章 裁判の効力			
第1節 裁判の確定と	· 劫力	講義15	
	図表表表現	- 開我 I 3	
6-5-1-(2)	○裁判の確定の息義を理解している。  ○裁判の確定によって生じる効力の種類について理解している。		演習15
0-5-1-2	○ 数刊の惟足によりで生じる効力の性類について理解している。		<b>澳百</b> 13
第2節 内容的拘束力	」 〕(内容的確定力)	講義15	演習15
6-5-2-(1)	○形式裁判の内容的拘束力の意義について、具体的事例に即して説明することができる。	冊我「	次日 IV
6-5-2-2	○実体裁判の内容的拘束力の意義及びそれが及ぶ事件の範囲について、主要な考え方をふまえ		
	で説明することができる。		
6-5-2-3	○裁判の判断内容のうち拘束力を持つ部分の範囲について、判例の立場及び主要な考え方をふ		40 A
	まえて説明することができる。		総合14
第3節 一事不再理效		講義15	
3-1 一事不再理効(			演習15、総合14
6-5-3-1-1	〇一事不再理効の意義及び根拠について、主要な考え方をふまえて説明することができる。		
3-2 一事不再理効(	の発生事由		演習15、総合14

刑事訴訟法=「講義」、刑	引事訴訟法演習=「演習」、刑事法総合演習=「総合」	講義	演習
6-5-3-2-1	〇一事不再理効の発生する裁判の種類について、主要な考え方をふまえて説明することができる。		
6-5-3-2-2	〇一事不再理効の発生時期について、主要な考え方をふまえて説明することができる。		
	  の客観的節囲		演習15、総合14
6-5-3-3-(1)	○一事不再理効の及ぶ客観的範囲について、一事不再理効の根拠に関する主要な考え方との関		スローO 、   心口   一
	係をふまえて説明することができる。		
6-5-3-3-2	○一事不再理効が及ぶか否かの判断方法について、判例の立場及び主要な考え方をふまえて説		
	明することができる。		
	  の時間的節囲		
6-5-3-4-(1)	○一事不再理効の及ぶ時間的範囲について、具体的事例に即して説明することができる。		
00010			
第7編 上訴・再審			
第1章 上訴		講義15	
第1節 上訴の基本原	原理		
1-1 上訴の意義			
7-1-1-1	〇上訴制度の意義と種類について理解している。		
1-2 上訴権	O L 記の刊者の左位について、日本が本例に四上で翌四十7~1.45でも7		
7-1-1-2-① 7-1-1-2-②	<ul><li>○上訴の利益の有無について、具体的事例に即して説明することができる。</li><li>○無罪判決に対する検察官上訴の合憲性について、判例の立場及び主要な考え方をふまえて説</li></ul>		
7-1-1-2-2	一つ無非刊法に対する検索自工部の言意性について、刊例の立場及び主要な考え力をふまえて試しますることができる。		
1-3 上訴の範囲			
7-1-1-3-1	〇一部上訴の可否について理解している。		
7-1-1-3-2	<ul><li>○攻防対象論について、判例の立場及び主要な考え方をふまえ、具体的事例に即して説明することができる。</li></ul>		
   1-4 不利益変更の	  禁止		
7-1-1-4-1	  ○不利益変更の禁止について、具体的事例に即して説明することができる。		
1-5 破棄判決の拘			
7-1-1-5-1	〇破棄判決の拘束力について説明することができる。		
<b>生0年 </b>			
第2節 控訴			
2-1 控訴申立手続 7-1-2-1-①	; ┃○控訴申立の手続について、条文上の根拠を示したうえで説明することができる。		
/-   - 2 -   - ()	○炷訥甲ユの士枕について、米人工の依拠を示したつんで説明することができる。 		
	I .		

刑事訴訟法=「講義」、刑	事訴訟法演習=「演習」、刑事法総合演習=「総合」	講義	演習
2-2 控訴理由			
7-1-2-2-1	○控訴理由の種類について、条文上の根拠を示したうえで説明することができる。		
2-3 控訴審の審理			
7-1-2-3-1	○控訴審の基本構造について、旧法等と対比しながら説明することができる。		
7-1-2-3-2	○控訴審の審理手続、事実の取調べについて、条文上の根拠を示したうえで説明することができる。		
7-1-2-3-3	○控訴裁判所の行う裁判の種類について、条文上の根拠を示したうえで説明することができる。		
第3節 上告			
7-1-3-1	○上告理由の種類について、条文上の根拠を示したうえで説明することができる。		
7-1-3-2	〇上告審の行う裁判の種類、職権破棄事由について、条文上の根拠を示したうえで説明することができる。		
第4節 抗告等			
7-1-4-1	○通常抗告、即時抗告、特別抗告等の意義及び手続について理解している。		
第2章 再審		講義15	
第1節 再審の意義			
7-2-1-1	〇再審制度の意義について、非常上告との差異を含めて理解している。		
第2節 再審の手続			
7-2-2-1	〇再審の手続について理解している。		
第3節 再審事由			
7-2-3-1	〇再審事由の種類について、条文上の根拠を示したうえで説明することができる。		
7-2-3-2	○証拠の新規性について、具体的事例に即して説明することができる。		
7-2-3-3	○証拠の明白性の判断方法と程度について、判例の立場及び主要な考え方をふまえて説明する  ことができる。		
<u></u>		1	